令和5年(2023年)9月26日(火曜日)

第 6 号

令和5年第3回北海道議会定例会会議録

第 6 号

令和5年(2023年)9月26日(火曜日)

議事日程 第6号

9月26日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第20号及び報告第1

号ないし第6号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員(100人)

議 長 100番 富 原 亮 君 副議長 81番 稲 村 久 男 君

1番 山 崎 真由美 君

2番 石川 さわ子 君

3番 小 林 千代美 君

4番 清水敬弘君

5番 板 谷 よしひさ 君

6番 今津寛史君

7番 木下雅之君

8番 黒田栄継君

9番 小 林 雄 志 君 10番 髙 田 真 次 君

11番 武市尚子君

12番 千葉真裕君

13番 角 田 一 君

14番 鶴羽 芳代子 君

15番 戸田安彦君

16番 早坂貴敏君

17番 藤井辰吉君

18番 前田一男君

19番 水間健太君

20番 和田敬太君

21番 鈴木仁志君

22番 田中勝一君

23番 鶴 間 秀 典 君

24番 海野真樹君

25番 丸 山 はるみ 君

26番 中村 守君

27番 寺島信寿君

28番 水 口 典 一 君

29番 川 澄 宗之介 君

30番 木 葉 淳 君

31番 小泉真志君

32番 鈴木一磨君

33番 武田浩光君

34番 渕上綾子君

35番 宮 崎 アカネ 君

36番 山 根 まさひろ 君

37番 植村真美君

38番 佐々木 大 介 君

39番 滝口直人君

40番 林 祐 作 君

41番 檜垣尚子君

42番 宮 下 准 一 君

43番 村田光成君

44番 渡邊靖司君

45番 浅 野 貴 博 君

46番 安住太伸君

47番 内田尊之君

48番 大 越 農 子 君

49番	太 田	憲	之 君	84番	広	田	まり	ゆみ	君
50番	加藤	貴	弘 君	85番	高	橋		亨	君
51番	桐木	茂	雄君	86番	平	出	陽	子	君
52番	久保秋	雄	太 君	87番	花	崎		勝	君
53番	佐 藤	禎	洋君	88番	三	好		雅	君
54番	清 水	拓	也 君	89番	村	木		中	君
55番	千 葉	英	也 君	90番	吉	田	祐	樹	君
56番	道見	泰	憲 君	91番	田	中	芳	憲	君
57番	船 橋	賢	二君	92番	松	浦	宗	信	君
58番	丸 岩	浩	二君	93番	中	司	哲	雄	君
59番	笠 井	龍	司 君	94番	藤	沢	澄	雄	君
60番	中 野	秀	敏 君	95番	村	田	憲	俊	君
61番	池端	英	昭君	96番	吉	田	正	人	君
62番	菅 原	和	忠 君	97番	喜	多	龍	_	君
63番	中 川	浩	利 君	98番	伊	藤	条	_	君
64番	畠 山	みの	り君	99番	髙	橋	文	明	君
65番	沖 田	清	志君						
66番	笹 田	:	浩 君	出席説明員					
67番	白 川	祥	二君	知 事	鈴	木	直	道	君
68番	新 沼		透君	副知事	浦	本	元	人	君
69番	阿知良	寛	美君	同	土	屋	俊	亮	君
70番	田中	英	樹君	同	濱	坂	真	_	君
71番 中野渡 岩		志	穂 君	総務部長	ı I ı	+		<i>₹</i> .	
72番	真 下	紀	子 君	兼北方領土対策 本	Щ	本	倫	彦	君
73番	荒 当	聖	吾 君	総務部職員監	谷	内	浩	史	君
74番	森	成	之 君	総務部危機管理監	古	岡		昇	君
75番	赤根	広	介 君	総合政策部長	三	橋		剛	君
76番	佐 藤	伸	弥 君	総合政策部	菅	原	裕	之	君
77番	池本	柳	次 君	兼地域振興監	B	<i>小</i> 不	144	~	<i>1</i> D
78番	滝 口	信	喜 君	総合政策部交通企画監	宇	野	稔	弘	君
79番	松 山	丈.	史 君	環境生活部長	加	納	孝	之	君
80番	市 橋	修	治君	環境生活部				_	
82番	梶 谷	大 :	志君	アイヌ政策監	相	田	俊	_	君
83番	北口	雄	幸君	保健福祉部長	道	場		満	君

保健福祉部 教育部長 北 村 英 則 君 子ども応援社会 野澤 めぐみ 君 兼教育職員監 推進 学校教育監 山 本 純 史 君 経済部観光振興監 信彦君 槇 岡内 総 務 課 長 誠君 農政部長 水戸部 裕君 農 政 部 人事委員会委員長 織田 亨 君 野崎直人君 食の安全推進監 人事委員会 佐藤 則 子 君 事 務 局 長 水産林務部長 山口修司君 建設部長 白 石 俊 哉 君 議会事務局職員出席者 建設部建築企画監 細谷俊人君 事 務 局 長 佐々木 徹 君 道立病院部長 岡本收司君 議事課長本間 治君 財 政 局 長 木 村 敏 康 君 議事課長補佐 松村 伸 彦 君 財 政 課 長 松林直邦君 議事係長小倉拓也君 議事課主任 古賀勝明君 教育委員会教育長 倉 本 博 史 君 同 成田将幸君

午前10時2分開議

○議長冨原亮君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

[本間議事課長朗読]

1. 本日の会議録署名議員は、

水 口 典 一 議員川 澄 宗之介 議員木 葉 淳 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第20号及び報告第1号ないし第6号 (質疑並びに一般質問)

○議長冨原亮君 日程第1、議案第1号ないし第20号及び報告第1号ないし第6号を議題とし、 質疑並びに一般質問を継続いたします。

木下雅之君。

O7番木下雅之君 (登壇・拍手) (発言する者あり) おはようございます。

自民党・道民会議、旭川市選出の木下雅之でございます。

多くの旭川市民の皆様の負託をいただき、この場に立たせていただいていることに感謝をしながら、道政発展のために全力で取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)(発言する者あり)

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まずは、みどりの食料システムと有機農業の普及促進についてであります。

国では、令和3年、みどりの食料システム戦略を策定し、中長期的な視点から環境と調和の取れた食料システムを構築することとしております。

道におきましても、昨年12月、農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道 基本計画を策定し、本道の農林漁業の持続的発展や我が国最大の食料供給地域として食料自給率 の向上に寄与しながら、国民の食を支える役割を果たすとしております。

国の戦略や道の基本計画における目標値の達成に向けた今後の取組について、知事にお伺いをいたします。

国の戦略では、有機農業について、2050年までに、全国で、現在の数十倍となる100万へクタールにするという画期的な戦略を立てております。

道におきましても、基本計画とは別に、環境との調和に配慮したクリーン農業と環境保全型農業の先導的な役割を担い、SDGsやカーボンニュートラルの実現に資する有機農業について、第4期有機農業推進計画を策定し、取組を進めているところであります。

地元・旭川市におきましても、先駆的な有機農業の実践農業があり、今後の農業の在り方や世界に向けた販路拡大戦略を考えたときに、本道における有機農業の推進に大きな可能性を感じているところであります。

農水省では、有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村への支援を行うため、オーガニックビレッジの認定を行っておりますが、道内では、この認定を受けているのが安平町のみとなっております。

これまでのクリーン農業の取組なども踏まえつつ、有機農業拡大を目指すためには、生産から加工、消費に至るまでのさらなるイノベーションの推進や、消費者、地域住民の理解促進、機運醸成が必要であると考えますが、道では、有機農業の現状をどのように認識しているのか、また、今後、有機農業のさらなる普及促進を図っていくため、どう取り組んでいくのか、知事にお伺いをいたします。

次に、訪日外国人に対する医療提供体制についてであります。

国は、平成25年に策定した日本経済再生に向けた成長戦略において、観光政策を柱の一つに位置づけ、これまでインバウンドを増やす取組を進めてきました。

平成30年には、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策を取りまとめ、都道 府県に対し、衛生主管部局と観光部局が連携をし、地域関係者の協力を得ながら、外国人に対す る医療提供体制を整備していくことを求めております。

しかしながら、新型コロナの感染拡大による水際対策により、外国人観光客の往来が制限され

てからは、これらの取組も後回しになってきました。

昨年10月に訪日外国人の受入れが再開し、本年5月からは新型コロナの感染症法上の位置づけ も変更され、国際的な人の往来が再び増加しているところであります。

先般開催されたアドベンチャートラベル・ワールドサミットも成功裏に終わったとお聞きをしており、道においても、本道の魅力を全世界に発信しながら、改めてインバウンドの増加に向けた取組を加速していかなければいけません。

国は、新型コロナの位置づけ変更を前に、本年4月28日付で、各都道府県に向けて、改めて、 適切な訪日外国人患者の受入れ体制の整備、運用に取り組むよう通知をしているところであり、 道としても、外国人患者の受入れ体制整備に向けて、関係機関に働きかけ、早急に取組を進めて いくべきと考えます。

道における外国人患者の受入れ体制整備に係る取組状況と今後の対応について、知事に伺います。

次に、がん対策と在宅医療についてであります。

まず、がん対策について、我が国においては、昭和56年以降、継続してがんが死因の第1位を 占めており、国民の2人に1人ががんにかかると言われております。

道内においても、道民のほぼ3人に1人ががんにより亡くなっている現状にあり、私自身も両親ともにがんにより亡くしております。がんは、まさに国民病と言っても過言ではありません。

これらの状況に鑑み、平成19年に、がん対策のより一層の推進を図るため、がん対策基本法が 施行されております。

道においても、平成20年にがん対策推進計画が策定をされ、総合的かつ計画的ながん対策が進められているところであり、平成24年には、がん対策推進条例も施行されております。

がん対策としては、医療提供体制の構築が大きなウエートを占めていると考えます。

道においては、平成20年に策定されたがん診療連携拠点病院の整備に関する指針に基づいて、 2次医療圏ごとに連携拠点病院の整備が進められているものと承知をしておりますが、地域ごと の医療水準の格差をなくすことが何よりも最優先課題であります。

現在の連携拠点病院の整備状況と未整備地域も含めた今後の整備の方向性について、知事にお伺いをいたします。

がん対策は、がん医療の部分を中心に、研究、予防、早期発見、医療機関の整備、相談支援など、その内容は多岐にわたっております。

道の第3期推進計画の計画期間が今年度末までとなっており、次期計画の策定に向けた検討を 進めているものと承知しております。

次期がん対策推進計画策定に向けた考え方について、知事に伺います。

次に、在宅医療について、人生の最期を目前に控えたがん患者の苦痛は、精神的なものだけで はありません。また、それをみとる家族の負担も非常に大きなものとなっております。終末期医 療も含めて、人生の最期のときをどう迎えるのかといったことが大きなテーマとなっておりま す。

道内において、自宅で最期を迎える方の割合は13.3%となっており、全国の17.2%を大きく下回っております。

道においては、がん対策推進計画はもちろんのこと、医療計画においても、在宅医療の提供体制の整備を進めていくという方向性を打ち出しておりますが、なかなか進まないのが現状であります。

また、在宅医療についても、都市部と地方での地域間格差が顕著であります。

在宅医療の普及促進には、地域においてそれを担う医師の人材育成とグループ診療体制の構築が不可欠であり、各地域で実際に担っている医師を中心として様々な事例研修が行われておりますが、スタッフへの負担が非常に大きいこと、開業医の不足、高齢化や診療科の偏りなどの構造的な問題から、参加者が限定的で、担い手の開拓が進まないなどの課題を抱えております。

また、訪問看護ステーションを含めた後方支援を担う医療機関の確保なども大きな課題となっております。一方で、利用する家族側にも、自宅で24時間の対応が必要となることから、非常に大きな負担が伴います。

在宅医療は、医療提供体制の一つの手法であり、その本質は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、医療、介護、生活支援などが切れ目なく一体的に提供される環境整備ということであり、地域包括ケアシステムの構成要素の一つともなっております。

そういった意味では、医師だけではなく、行政機関、地域包括ケアセンターなどの各関係機関がしっかり連携をしながら普及を図っていく必要があります。

在宅医療を進めるに当たっての課題、在宅医療も含めた終末期医療に対する考え方について、 知事にお伺いをいたします。

次に、地域の保育体制の在り方についてであります。

待機児童の問題が社会的にクローズアップされ、平成25年に策定された国の待機児童解消加速 化プランの下、集中的に保育所等の整備が進められました。利用児童数の増加傾向も現在では頭 打ち状態となり、待機児童数は減少傾向に転じております。

一方で、一時的に即効性のある受皿として実施をされた小規模保育事業、保護者からのニーズ の高い病児・病後児保育など、子育て支援に係る制度は、時代の要請を受けて、ここ数年の間に 目まぐるしく改正をされてきました。

今後は、少子化などもあって、さらなる利用児童数の減少が見込まれ、道内でも、地域によっては、既に園児の確保が難しくなっているところも出てきております。

国では、今後の人口減少地域における保育の確保策として、公立保育所や認定こども園、幼稚園を含めた子育で支援施設の機能や役割に着目した位置づけの再構築が必要であるとしており、本年6月に国で取りまとめられたこども未来戦略方針では、0歳児から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、孤立した育児の中で不安を抱える子育で世帯への支援強化策として、こども誰でも通園制度を創設することとされております。

今年度においては、空き定員等を活用したモデル事業が、道内の白老町を含め、全国の31自治 体で実施をされているところであります。

地域ごとのニーズ、受け入れる側の体制の差、また、保育現場の負担増もあって、全国統一の 要件で誰でもが利用できる制度の構築に向けては様々な課題も見えてきております。

モデル事業の本格的な検証作業や次年度の事業実施に向けた議論も始まったばかりでありますが、保育ニーズが多様化し、また、人口減少が進む中にあっては、こうした取組は、地域における保育所等の多機能化を図るための一つの有効な方策であるというふうに考えております。

今後の道内における保育施設の機能の在り方、役割分担などをどのように考え、子育て支援施 策を今後どのように展開していくのか、知事の所見を伺います。

次に、発達障害者支援センターについてであります。

発達障害者支援センターは、発達障がい者やその御家族への支援を総合的に行うことを目的とした専門機関であり、道内には、政令市である札幌市所管のものが1か所、道所管のものがメインセンターの函館市とサブセンターの旭川市、帯広市にそれぞれ1か所ずつあり、いずれも社会福祉法人に事業を委託し、運営を行っております。

毎日、不安な日々を送っている当事者やその御家族の方々にとって、このセンターの存在は非常に心強いものになっているとお聞きをしております。

文科省の統計資料によると、義務教育段階の子どもの数は、平成24年度の1040万人から令和4年度は952万人と、10年間で約1割減少しているものの、特別支援教育を受ける子どもの数は、同期間で30万2000人から59万9000人と、約2倍の増加となっており、発達障がい者とその御家族への支援は、今後ますます重要になるものと考えます。

しかしながら、事業を受託している社会福祉法人からは、センターの重要性は強く認識しているものの、事業受託以降、個別の事業は増える一方で、収支が合わない、人員不足等の理由により、事業の継続が困難であるといった旨の厳しいお話を伺っております。

仮に3センターのうちの一つでも受託事業者が不在となってしまえば、サービスの低下はもちろんのこと、他のセンターへの負担がますます大きくなることが懸念をされます。

道では、社会的弱者である発達障がい者とその御家族の支援に当たり、発達障害者支援センターの果たす役割をどのように認識しているのでしょうか。

その上で、センターの機能をどのように維持し、今後、全道における発達障がい者支援施策を どのように展開していくのか、知事の所見を伺います。

次に、子どもの自死対策についてであります。

児童生徒の不登校とともに、自殺、あるいは、その入り口としての自傷行為が増えております。もともと子どもの自殺死亡率は増加傾向にありましたが、コロナ禍により、さらに増えているということであります。

厚労省の統計資料によりますと、10代における死因順位は、圧倒的に自殺が第1位であり、19歳以下の人口10万人当たりの自殺死亡率は、平成3年の1.4人から令和3年は3.7人と、ここ30年

間で2倍以上に増加をしております。

専門家の方からは、子どもたちの自己肯定感の低下だけではなく、強い責任感による過剰な負担感などが心を追い詰め、結果として死という結末を選択するケースも多いということ、また、ネット上で、自死、自傷行為に関する情報にさらされる機会も増えて、自殺等に対するハードルが下がっていることなどを伺っております。

道では、平成20年に自殺対策行動計画を策定し、事前予防や相談といった内容を柱に、教育委員会と保健福祉部がそれぞれに窓口を設け、児童生徒の自殺対策に取り組んできているところであります。

一方で、国、市町村、民間団体などもそれぞれに取組を進めており、各機関による相談窓口なども設けられております。

子どもたちの小さなSOSも見逃さないという事前予防や相談はもちろんでありますが、一方で、まさにその危険性がある対象者にどう対応するかといった出口対策の部分も重要であります。

また、そういった児童生徒を抱える保護者なども、精神的に追い詰められていることが多く、 周囲の方への対応も必要であると考えます。

実際にそういった児童生徒等に日々接している学校現場を中心とした関係機関の対応の現状について、教育長にお伺いをいたします。

子どもたちが自死に至る背景は様々で、要因も複数、複雑なことから、その対応もケース・バイ・ケースで非常に多岐にわたっており、適切に対応していくためには、何よりも、関係機関の連携が重要であると考えます。

各地域には、要保護児童対策地域協議会が設置をされ、役割分担の調整や情報共有などが図られております。

さらに、道では、孤独・孤立対策としての官民連携プラットフォームも設立するということでありますので、これらの会議体などもフル活用しながら、教育、医療、福祉など様々な関係機関がより一層の連携強化を図りながら、一人でも多くの子どもたちの命を救っていただきたいと願うばかりであります。

子どもたちの自死対策に対する、知事、教育長の見解を伺います。

最後に、高等学校等における施設整備についてであります。

高度経済成長期に一斉に整備され、今後、一斉に更新期を迎える道有施設等については、道では、インフラ長寿命化計画を策定し、施設等の長寿命化や機能の適正化などの戦略的な管理を進め、コストの縮減・平準化を行いながら、老朽化対策を進めてきているところであります。

学校施設についても、今後10年から20年の中で、築後50年以上を経過する施設が6割を超える ということであり、その対策が待ったなしの状況となっております。

義務教育である公立小中学校の施設整備については、国庫補助により予算措置がされておりますが、道立の高等学校や養護学校については、道の負担が大きいことから、財政状況の厳しい道

にとっては、非常に大きな課題となっております。

北海道の未来を担う子どもたちの命を預かる学校施設については、後回しにすることなく、計画的に整備を進めていく必要があると考えます。

また一方で、文科省では、Society5.0時代を見据え、ICTを基盤とした先端技術を 効果的に活用するため、令和元年に学校教育の情報化の推進に関する法律を制定しております。

GIGAスクール構想は、コロナ禍によるオンライン授業の要請もあって、小中学校では1人 1台端末を含めたICT環境の整備などが一気に進みましたが、義務教育ではない高等学校では まだまだ途上にあり、特に端末整備は、道内においては、そのほとんどが保護者負担により進め られている現状にあります。

道教委では、現在、学校教育情報化推進計画の策定に向けた取組などが進められているところであると承知をしておりますが、全国の例を見ると、国のモデル事業なども活用しながら、次世代に向けた教育環境の整備が各自治体のアイデアなどにより急速に進められてきております。

北海道も乗り遅れることなく、これらの新しい時代を見据えた積極的な攻めの学校施設整備を 行っていかなければいけないと考えます。

道立高等学校等の施設整備の現状と今後の整備に向けた考え方について、教育長にお伺いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。(拍手) (発言する者あり)

- 〇議長冨原亮君 知事鈴木直道君。
- **〇知事鈴木直道君**(登壇)木下議員の質問にお答えいたします。

最初に、みどりの食料システムの推進についてでありますが、世界的にSDGsの達成や脱炭素化の取組が求められる中、本道が将来にわたって国民の皆様に食料を安定的に供給していくためには、国が策定したみどりの食料システム戦略に沿った取組を関係者一体となって推進していくことが重要であります。

このため、道といたしましては、第6期北海道農業・農村振興推進計画やみどりの食料システム法に規定する北海道基本計画等に基づき、スマート農業の加速化や基盤整備の推進、クリーン農業や有機農業の取組拡大、さらには、北海道カーボンファーミング推進協議体を活用したJクレジット制度の普及推進などに、農業団体や道総研、民間企業などと一体となって取り組み、持続可能で生産性が高い農業、農村の確立と、ゼロカーボン北海道の実現につなげてまいります。

次に、外国人の方々に対する医療提供についてでありますが、道では、これまで、医療機関の 所在地や診療時間などの情報をインターネット上で検索できる北海道医療機能情報システムを多 言語化するほか、医療機関向けに、トラブル事例集等の周知や研修会の開催、翻訳ツールの導入 支援など、外国人患者への対応力向上に努めるとともに、外国人患者の受入れ可能な拠点的な医 療機関を選定するなどの取組を進めてきたところであります。

今後も、本道を訪れる外国人観光客や在留資格を持つ方の増加が見込まれ、外国人に対する医療需要も増加していくと考えられることから、道としては、引き続き、外国人対応の取組を着実

に進めるとともに、医療関係者や観光事業者などから御意見を伺いながら、外国人患者の受入れ 可能な医療機関の拡充を図るなど、来道する外国人の方々が安心して滞在いただける環境づくり に努めてまいります。

次に、在宅医療の推進についてでありますが、広域で医療資源が偏在する本道において、地域の実情に応じた在宅医療提供体制を確保するためには、担い手の確保や医療と介護の連携が課題であり、道では、在宅医療推進支援センターを設置し、地域の実情や課題をきめ細かく分析するほか、先進事例の調査、在宅医療に関心を持つ医師に対する研修などの実施に加え、急変時の受入れや、休日、夜間等の対応を行うために、医療機関などで編成するグループの運営費や、訪問看護事業所が不足する地域での設置費用などに支援を行っているところであります。

また、人生の最終段階、いわゆる終末期においては、本人の意思を尊重した適切な医療、ケアを受けられることが重要であり、道としては、自宅等におけるみとりの増加に対応するため、在宅医療や地域包括ケアシステムの推進に向けた取組に加え、医師会等とも連携し、医療従事者や住民を対象とした研修を実施するなど、取組を進めているところであります。

今後とも、医師会や看護協会などの関係団体と連携し、患者の皆様が、自宅などの住み慣れた 環境で、御家族などと心穏やかに療養することができるよう、在宅医療の推進に取り組んでまい ります。

次に、地域の保育体制の在り方についてでありますが、核家族化や地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、特に、人口減少地域の保育所等においては、児童数の減少や保育士などの担い手不足が顕著となっており、多様な保育・子育てニーズを地域全体で受け止める環境整備が重要と認識しています。

国では、こうした現状を踏まえ、未就園児と保護者の孤立化を防ぐことなどを目的とした、こども誰でも通園制度を創設することとし、今年度からモデル事業を進めているほか、来年度の試行的事業実施に向けた在り方検討会が設置され、先週から議論が開始されたところであり、道としては、国の動きを注視しつつ、保育や子育て支援の実施主体である市町村や保育関係者の方々と連携しながら、地域の実情に応じた保育所の効率的な運営や多機能化、様々な子育てサービスとの役割分担などの議論を進め、持続可能な保育の提供体制づくりに取り組んでまいります。

最後に、子どもの自殺対策についてでありますが、本年3月に策定した第4期北海道自殺対策 行動計画では、近年、10代、20代の自殺者数が増加傾向となっていることから、子ども、若者の 自殺対策を重点的に推進することとしております。

道では、インターネットやSNSを活用し、自殺問題についての誤解や偏見を取り除くための正しい知識や、相談窓口の普及啓発に取り組むとともに、子どもや若者などが相談しやすいSNSによる心の健康相談を実施するほか、市町村や保健所などの相談に対応する職員の資質向上の研修などに取り組んでいるところであります。

また、保健所に設置する自殺対策地域連絡会議等を活用し、市町村や教育機関、医療機関、警察など、地域の関係機関において情報共有を図りながら、自殺のリスクの高い方の早期把握、早

期対応に努めており、引き続き、教育や保健、福祉、医療の関係機関と連携しながら自殺対策を総合的に推進し、子どものかけがえのない命を守ってまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

- ○議長冨原亮君 農政部食の安全推進監野崎直人君。
- 〇農政部食の安全推進監野崎直人君(登壇)有機農業の取組拡大についてでありますが、化学的に合成された肥料や農薬などを使用しない有機農業は、環境への負荷をできるだけ軽減した生産方式である一方、慣行栽培に比べ、除草などの作業に多くの手間を必要とすることや、収量を確保する技術の習得が難しいこと、有機資材が高いことや販路の確保などが課題となっているところでございます。

このため、道といたしましては、有機農業技術の開発普及と市場の拡大が着実に進むよう、機械除草や有機質肥料の適切な施用などの安定生産技術の普及に取り組むとともに、消費者の方々との交流イベントを通じて、有機農業に対する理解の促進を図り、さらには、AI等を活用した次世代有機農業技術の開発を国に要望するなど、生産、消費の両面から各般の施策を積極的に推進してまいります。

以上でございます。

- ○議長冨原亮君 保健福祉部長道場満君。
- **〇保健福祉部長道場満君**(登壇)まず、がん対策についてでございますが、がん診療連携拠点病院は、専門的な医療を提供するとともに、未整備圏域を含め、地域においてがん診療を行う医療機関との連携体制構築などの重要な役割を担っており、国の指定する拠点病院のほか、これに準じて道が独自に指定するがん診療連携指定病院と合わせ、道内21の2次医療圏のうち、14圏域で49か所、整備をされております。

道といたしましては、引き続き、未整備圏域における拠点病院等の整備に向けた働きかけを行うほか、拠点病院で構成する北海道がん診療連携協議会におきまして、各病院の診療体制の把握や、それぞれの圏域の連携体制についての情報を共有するなど、拠点病院と地域の中核病院との連携強化を図り、医療提供体制の整備に努めてまいります。

また、本道では、全国に比べ、がん検診の受診率が低く、がんによる死亡率が高いという課題がありますことから、予防から早期発見、早期治療といった取組を推進することが重要であり、次の北海道がん対策推進計画の策定に当たりましては、がん対策推進委員会で御議論をいただきながら、質の高い医療の提供や検診受診率の向上など、総合的ながん対策の推進について検討を行い、がんになっても安心して生活できる社会の実現に向け取り組んでまいります。

次に、発達障害者支援センターについてでございますが、道では、発達障がい者とその家族等に対する支援を総合的に行う拠点として、3か所のセンターを設置し、市町村において対応困難な事例への指導助言や、専門的な発達支援、就労支援を行うなど、重要な役割を担っているところでございます。

近年、発達障がいへの理解が進み、支援を必要とする方々が増加している中、センターの運営を委託している法人から、地域の支援における課題やニーズを丁寧に伺いながら、センターに求められる支援内容を的確に把握し、地域の実情に合った取組に努めていく必要があるものと考えております。

道といたしましては、センターにおける市町村等への専門的な支援とともに、発達障がい児の親に対し、自らの経験の下、相談相手となるペアレントメンターの養成や派遣、発達障がい児の早期療育や支援技術の向上を図ることを目的とした研修会を、事業所の職員や教員を対象として、毎年、14振興局ごとに開催するなどの取組を行っているところであり、今後とも、センターを委託している法人をはじめ、関係機関との連携を図りながら、発達障がいのある方々への支援体制の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 教育長倉本博史君。
- ○教育長倉本博史君(登壇)木下議員の御質問にお答えをいたします。

まず、自殺防止に向けた相談体制などについてでありますが、児童生徒が強い孤立感や絶望的な感情など、危機的な心理状況に陥らないようにするためには、児童生徒が不安や悩みを抱えたときに、周囲の大人にSOSを出し、相談できる環境を整備することが重要です。

このため、国や道、市町村、民間団体などの関係機関においては、それぞれ相談窓口を設け、 児童生徒を含めた幅広い世代からのSOSに対応できる体制を整備しております。このうち、道 教委では、24時間受付の電話やメールのほか、SNSによる相談窓口や、1人1台端末からいつ でもアクセスできる窓口を開設し、体制の充実を図るとともに、児童生徒一人一人に寄り添った 支援を行うため、緊急に心のケアが必要な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャ ルワーカーを緊急派遣し、学校と福祉、医療等の関係者による支援チームを構成して対応してお ります。

次に、今後の対策と関係機関との連携についてでありますが、自殺リスクが高い児童生徒がいる場合、迅速かつ適切に対応できるよう、児童生徒の自殺危機に対応していくチームとして、学校、教育委員会、福祉施設などの関係機関が連携をし、自殺対策に当たることができる仕組みを設置して支援を行うとともに、児童生徒への緊急対応について、教職員などが、専門家や関係機関へ迅速な相談を行える体制を構築することが重要であります。

道教委では、これまでの道自殺対策連絡会議での連携に加え、現在、設立準備が進められている孤独・孤立対策のための官民連携プラットフォーム推進事業に参画をしており、今後、こうした枠組みを活用し、これまで以上に関係部局や民間団体と密接な連携を進める必要があると考えております。

今後、各学校において、児童生徒が命の大切さや貴さを実感できる教育や、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育を推進するとともに、児童生徒の自殺防止に向け、引き続き、関係機関との連携体制の充実強化に取り組んでまいります。

最後に、道立学校の施設整備についてでありますが、道教委では、予防保全型の計画的な修繕を推進するとの考え方に基づき、建築後20年目と35年目をめどに道立学校の大規模改造工事を実施することとしており、建築後20年を経過している学校のうち、これまでに工事を実施した学校は68.5%、建築後35年を経過している学校のうち、2回目の工事を実施した学校は28.2%となっているところであり、引き続き、施設整備に要する経費について、国による補助の拡充等を要望しつつ、知事部局とも連携をし、緊急性や優先度を踏まえて計画的な修繕等を進めてまいります。

また、国の、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方についての最終報告において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学習空間の実現など、新たな方向性が示されたところであり、ICTの活用など学びのスタイルの変化に対応できるよう、保護者の皆様をはじめ、地域の方々とも、今後求められる学びやづくりのビジョンを共有し、長寿命化改修等を通じ、教育環境の向上と老朽化対策を一体的に進めながら、新しい時代にふさわしい学校施設の整備に努めてまいります。

以上でございます。

〇議長冨原亮君 木下雅之君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩



午前10時41分開議

○議長冨原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

武田浩光君。

〇33番武田浩光君(登壇・拍手) (発言する者あり) それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

さて、連合が7月5日に発表した2023年春闘の最終集計結果によりますと、基本給を底上げするベースアップに定期昇給を合わせた平均賃金上げ率は3.58%、金額にして1万560円と、3.90%だった1993年以来、30年ぶりの高水準を記録いたしました。

歴史的な物価高で家計が圧迫された上に、企業側には人手を確保する狙いもあり、労使ともに 賃上げ機運が高まった結果と言えます。

こうして民間の給与改善が進んでいく中で、一方、公務員の給与につきましては、人事院や人 事委員会が労働基本権制約の代償措置として、官民較差を調査して、職員の給与に関する報告、 勧告を行うこととなっているところであります。

そんな中、8月7日、人事院勧告が出されました。概要としましては、初任給の引上げが勧告されており、高卒で約8%、額で1万2000円、大卒で約6%、額で1万1000円となっています。

大卒、高卒の初任給を共に1万円を超えて引き上げるのは、平成2年以来、33年ぶりであり、

官民較差の額3869円は、平成6年の3975円以来、約29年ぶりの水準ですし、官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準でございます。

こうした今年の人事院勧告について、道人事委員会の見解をお伺いいたします。

次に、若手人材の確保について伺います。

昨今、若年層の公務員離れが指摘をされているところです。特に、道内の各市町村では、若手 人材の獲得において、民間企業に競争負けしていると聞いております。その理由の一つとして挙 げられているのが、公務員の初任給の低さであります。

先ほどの質問でも述べたとおり、今年の人事院勧告では、初任給の引上げが勧告をされておりますが、それでも、今年の人事院調査では、報告が反映されたとしても、地方によっては、まだ民間労働者との較差が存在をします。

例えば、大卒初任給の1級25号俸は、もし今年の人事院勧告が反映されたとしますと19万6200 円であり、民間労働者の大卒初任給は、人事院調査で21万2716円で、その較差は、実に1万6516 円あります。

高卒初任給の1級5号俸は、人勧反映後で16万6600円、民間労働者の調査は17万5370円で、その較差は8770円あります。やはり、これでは民間に人材が流れていってしまいます。

こうした状況を受けて、既に40の都府県で国の基準を上回る、大卒で1級29号俸に初任給を改善しております。

道においても、若手人材確保のため、初任給の格付改善を行うべきと考えますが、道及び道人 事委員会の見解をお伺いいたします。

次に、リスキリングについてお伺いいたします。

私は、令和4年の第2回定例会におきまして、若年層の離職率が高いことについて質問いたしました。

知事は、公務職場を取り巻く環境が一段と変化する中、職場定着をより高めていくためには、 意欲を持ち、安心して仕事のできる環境づくりが重要と認識、若手職員が広域行政を担う道庁の 仕事の魅力と達成感を実感し、やりがいを持って生き生きと働き続けることができる職場づくり に努めてまいると答弁されました。

そして、その実現のために、新規採用職員に対するサポーター制度の導入、自ら描いたキャリアプランに沿った育成機能の充実などに取り組んでいると承知をしております。

しかし、民間では、既にリスキリングを導入し、従業員エンゲージメントの向上につなげておりますし、獲得した資格やスキルに応じてインセンティブを付与するなどして、若手職員の離職 防止などにつなげております。

人材不足が問題となっている今の社会情勢において、道も積極的にリスキリングのための職場 環境を整えるべきと考えますが、道の見解をお伺いいたします。

次に、避難所運営等についてお伺いします。

御存じのとおり、今月、9月は防災月間でございます。9月1日は関東大震災からちょうど

100年、そして、9月6日は胆振東部地震から5年という節目の年でもあります。

これまでも、防災、減災の観点から、近い将来起きるであろうと言われている日本海溝・千島 海溝巨大地震の対応策について、議会の中でも議論をしてきたところでございます。

その被害想定に関しましては、厳冬期の夜間が最も大きくなることから、防災対策も厳冬期の 在り方が議論をされてきましたし、避難所運営の在り方も厳冬期の対策が重要と考えられてきた ところでございます。

しかし、今年のような夏の異常な暑さを考えますと、北海道におきましても、厳冬期だけではなく、夏の猛暑対策も必要と考えます。

総務省消防庁によりますと、5月1日から8月20日までに北海道で熱中症で病院に運ばれた人は2084人で、去年の同じ時期と比べて2.1倍に上っております。全国の搬送者数は7万410人と、去年の同じ時期と比べて1.1倍ということですから、北海道での増加率の高さが目立っております。

専門家によると、北海道など暑さに慣れていない地域では、ほかの地域よりも猛暑での熱中症のリスクが高く、対策の徹底が必要だと警告をしております。

こうした状況からも、避難所の環境整備は、災害関連死を防ぐ上でも重要な課題です。今年の 暑さを踏まえた上での、避難所運営における道の取組と見解についてお伺いいたします。

また、原子力災害においては、原発が全面緊急事態となった場合、UPZでは屋内退避をすることとされています。この場合、外気を家の中に取り込まないようにすることが、内閣府をはじめ、道の原子力防災対策などでうたわれております。したがって、外気を取り込むクーラーなどは使うことができません。

猛暑時における屋内退避についての道の考え方をお伺いいたします。

2021年5月28日に、医師の働き方改革を進めるために、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律が公布され、特例の水準の対象となる医療機関に関する事項については、いよいよ2024年4月から施行することとなります。

そこで、以下、医師の働き方改革について伺ってまいります。

まず、道立病院の対応についてです。

医師は、医療機関においての勤務実態が把握しにくく、また、人員不足により長時間労働になりがちと言われておりますが、この改革により是正されることが期待をされているところでございます。

我が会派の代表質問で、道立病院においては、タスクシフトの推進や医師の増員などで負担軽減に取り組んできたと答弁をされておりますし、これまでの道立病院局や働いている医師の努力により、適用見込みの特例水準の上限時間以内に収めていると承知をしております。

しかし、B水準につきましては、2035年度末廃止予定であることから、将来において現在の取組だけでは達成できないことも予想されます。

道立病院局の見解と今後の取組についてお伺いをいたします。

全国自治体病院協議会の調査によりますと、勤務医の時間外・休日労働が、年960時間以下は65.4%、年960時間を超え、1860時間以下が34.2%、年1860時間を超える医師がいる病院は3.3%あったと報告されています。

適用される特例水準によって時間外の上限時間は変わってきますが、来年度に向けて、まだま だ準備不足の病院があると言わざるを得ない状況でございます。

このような状況に対し、道内の医療機関を支援する立場の道として、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次に、札幌医科大学について伺います。

大学病院では、いわゆる関連病院からの日中、夜間の診療の応援依頼がありまして、大学病院 での勤務医は、自院での勤務以外の労働を担うことが多い現状がございます。

しかし、来年度から、他院での勤務も勤務時間に含まれるため、特に夜間の応援診療はかなり 制限されることが地域医療提供の観点から懸念をされているところであります。

これまでも、道は、地域医療確保のため、札幌医科大学を含めた医育大学との連携をうたってきていることから、医師の働き方改革が道の地域医療確保に及ぼす影響は大きいものと考えますが、札幌医科大学の取組についてお伺いをいたします。

また、大学で勤務する医師にとって、診療は当然でありますが、研究も重要であるため、来年 度以降の医師の働き方改革の実施により、研究に対する時間を割くことがかなり困難になること が予想されます。

研究のために割く時間が減少するということは、医療水準の維持や新規医療技術の開発が困難 になりかねません。

さらに、以前から、研究は自己研さんであるため、勤務時間に含めるべきではないという考え 方もあり、私が勤務していたときも、勤務時間と研究時間は完全に切り分けをされておりまし た。しかし、そうした実態を見過ごしたままであれば、医師の働き方改革は形骸化してしまうお それがあります。

札幌医科大学の医師の働き方改革における研究の在り方についての見解を伺います。

次に、医療機関のサイバーセキュリティー対策について伺います。

医療機関に対するサイバー攻撃が近年増加をしており、その脅威が高まってきております。

警察庁が今年報告した、医療・福祉分野におけるランサムウエアの被害件数によりますと、令和3年上期が2件、令和3年下期が5件、令和4年上期が9件、令和4年下期が11件と、その件数が右肩上がりで上昇していることが分かります。

昨年10月31日に大阪急性期・総合医療センターがサイバー攻撃を受け、病院機能を喪失し、10日間も通常診療ができなくなったことは記憶に新しいところです。この件につきましては、私も令和4年第4回定例会の予算特別委員会で質問をさせていただいたところでございます。

病院がサイバー攻撃を受けて医療情報システムが使えなくなることは、患者の命に直結する大 問題でございます。 まずは、大阪の事件から約1年近くが経過したわけでありますが、この間の道立病院局の取組 についてお伺いをいたします。

また、厚生労働省は、今年3月10日、医療法施行規則の一部を改正する省令を告示し、サイバーセキュリティー確保のための措置を講じる規則の新設を示しました。

新しい医療法施行規則は、4月1日から施行されたところでございます。これらの改正で、医療情報システムの安全管理が義務化をされ、道も今年度の立入検査から取組の実施状況の確認が新たに行われると承知をしております。

道では、今後、道内医療機関においてサイバーセキュリティー対策にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

実は、9月9日に、私自身も新型コロナウイルスに感染をいたしました。ほぼ同時に妻も感染をしたわけであります。熱は2日間で収まりましたが、せきと鼻水が出るというほぼ普通の風邪と同じような症状でございました。

病院受診は私のほうが早く、妻は私の2日後に、同じ自宅近所の病院に受診をしたのですが、 そのとき、既に私が処方していただいたせき止めの薬が、僅か2日後にはその病院からなくなっ ていました。そのときの医師の説明では、インフルエンザと新型コロナの患者が急増しており、 種類によっては薬が枯渇をしているということでございました。

全国的に不足を指摘されているせき止めの薬は、コロナが流行していなくても必要な薬でございます。ぜんそくや気管支炎など呼吸器系の慢性疾患を患っている方々にとっては、せき止めの薬の不足は切実な問題です。このままでは、コロナ患者以外の患者にも多大な影響を与えてしまうと考えます。

薬の供給不足は、医薬品業界におけるジェネリック医薬品の品質不正問題なども背景にあるため、全てが新型コロナやインフルエンザの同時流行が原因ではありませんが、コロナやインフルエンザの患者の増加は、こうした薬の供給不足に追い打ちをかけていると思われます。

全国的には、この新型コロナの患者の増加を第9波と捉える報道もされておりますし、インフルエンザにおいては、道の9月21日の発表では、定点当たりの感染者数は1.79人と、流行開始目安の1.0人を超えています。

また、東京都では、9月11日から17日の週における定点当たりの報告数は11.37人で、流行注意報基準の10.0人を超えているところでございます。

札幌と東京のビジネスや観光などの関係性を考えれば、札幌におけるインフルエンザ流行にも 注意をしていかなければならない状況と言えます。

北海道の新型コロナの9月11日から17日の週における定点報告は14.86人と、なお高い水準にありますから、予断を許さない状況と言えます。

既に新型コロナウイルス感染症自体が5類へと移行されたため、国や自治体などで改めて行動制限を伴う宣言などをすることができないことは承知しておりますが、このまま道から何の音沙

汰もないということも違うと感じているところでございます。

道として、道民への積極的な呼びかけについて、何らかの対策を打ち出すべきと考えますが、 道の見解をお伺いいたします。

再質問を留保して、私の質問を終了いたします。(拍手) (発言する者あり)

- 〇議長冨原亮君 知事鈴木直道君。
- ○知事鈴木直道君(登壇)武田議員の質問にお答えいたします。

最初に、職員の人材育成についてでありますが、行政ニーズが多様化、高度化する中で、個々の職員が成長し、意欲を持って仕事をしていくためには、主体的な学びや学び直しのための環境をつくっていくことが必要と考えています。

このため、道では、職員の専門性や資質、能力を高める能力開発研修のメニューの充実や、資格の取得に向けた通信教育講座の受講費用の助成など、積極的な自己啓発を促進する取組を行ってきているところであります。

また、資格取得を促すため、人事評価制度において、職務に役立つ資格を明示した上で、その 取得などについて、評価要素とするとともに、そうした資格や専門性を生かした人事配置にも努 めることとしております。

道としては、職員の意見なども取り入れながら、こうした取組を充実し、必要な知識の習得など主体的な学びが仕事に生かされ、自らのキャリア形成につながっていくことを実感し、やりがいを持って働き続けることができる環境づくりを進めてまいります。

次に、医師の働き方改革についてでありますが、道では、これまで、病院等における医師派遣や宿日直許可の取得状況などに関する全道調査を実施し、医育大学や医師会、労働局などと意見交換を行うほか、特定労務管理対象機関の指定等に関する説明会の開催や、医療勤務環境改善支援センターによる相談支援などに取り組んでまいりました。

道としては、今後とも、医育大学や医師会、病院関係団体との連携を密にし、各医療機関における対応状況の把握に努めるとともに、取組の遅れが懸念される医療機関に対しては、医療勤務環境改善支援センターから個別に助言を行うなど、来年4月の制度施行に向け、医療機関における対応が円滑に進むよう取り組んでまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、道民の皆様への注意喚起等についてでありますが、先般、国では、都道府県等が医療体制の確保のため、住民の方々などに注意喚起をする際の参考に、暫定的な目安を示したところであり、現在、道では、この取扱いを医療関係団体と調整している中、団体からは、本道の感染状況等に対応する目安として妥当なのか、また、目安より早めの呼びかけが必要などとの御意見をいただいているところであります。

道としては、こうした御意見も踏まえつつ、感染症医などで構成する北海道新興・再興感染症等対策専門会議などにも伺いながら、当面の取扱いをできる限り早く整理するとともに、感染者数や外来、入院の状況など、様々な要素をきめ細かくモニタリングし、その時々の感染状況等に即して、適時的確な注意喚起を図ってまいります。

なお、サーベイランスによる注意報や警報等の注意喚起は、季節性インフルエンザと同様、科学的エビデンスに基づく全国統一的な取扱いが必要との考えの下、早急にその取扱いを示すよう、機会あるごとに国に求めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

- ○議長冨原亮君 総務部職員監谷内浩史君。
- ○総務部職員監谷内浩史君(登壇)道職員の初任給についてでありますが、職員の給与に関しましては、人事委員会におきまして、国家公務員との均衡や道内の民間給与など、社会一般の情勢に適応した適正な給与水準が確保されるよう、毎年、必要な勧告が行われており、道では、これまでも、勧告を尊重することを基本としてきているところであります。

今般、人事院は、民間における初任給の動向や人材確保の観点等を踏まえ、国家公務員の初任給を高校卒で1万2000円、大学卒で1万1000円引き上げる勧告を行ったところであり、現在、人事委員会におかれましても、こうした国家公務員の動向や道内の民間給与などを総合的に勘案し、本年の勧告に向けた検討が進められていると承知をしております。

道といたしましては、初任給をはじめ、職員の給与について、引き続き、人事委員会勧告を基本とし、適切に対応してまいる考えであります。

- ○議長冨原亮君 総務部危機管理監古岡昇君。
- ○総務部危機管理監古岡昇君(登壇)避難所の運営などについてでございますが、災害発生時に、住民の方々が避難を余儀なくされる場合、避難所は、被災者の暮らしの場であるとともに、支援拠点でもありますことから、道では、北海道版避難所マニュアルを策定し、この中で、避難所の暑さや寒さ対策として、冷暖房器具の確保を避難所運営業務の一つとして市町村にお示しするとともに、本マニュアルに基づいた運営訓練なども実施をしてきているところでございます。

国の調査では、道内の避難所において冷房機器を確保しているのは26%程度となっておりまして、国からは、近年の暑さに鑑み、避難所における空調設備の設置等に努めるよう、全国の自治体に通知がなされておりますことから、道といたしましては、避難所マニュアルの周知と併せまして、涼しい服装への着替えや、小まめに水分、塩分を取ることなど、熱中症予防に関する周知を図ってきたところでございます。

今後とも、市町村に対し、避難所が安心して可能な限り快適に過ごすことができる場となりますよう、環境改善に向けた取組を働きかけてまいります。

なお、原子力災害時における屋内退避におきまして、一般的なエアコンは外気を取り入れない 仕様でありますことから、使うことは可能であると考えておりますが、エアコンが使用できる環 境にない場合には、熱中症予防の観点から、小まめな水分、塩分の補給や、ぬれたタオルで身体 を冷やすことを周知するなど、関係自治体や防災関係機関と連携し、対応してまいります。

- ○議長冨原亮君 総務部長兼北方領土対策本部長山本倫彦君。
- 〇総務部長兼北方領土対策本部長山本倫彦君(登壇)札幌医科大学における医師の働き方改革の

取組などについてでありますが、札幌医科大学附属病院におきましては、働き方改革の取組の中にあっても、地域の医療機関等への医師派遣などに影響することのないよう、医師事務作業補助者の配置による医師からのタスクシフトの実施や、各診療科における業務の見直しによる医師の総労働時間の縮減などの検討を進めているところでございます。

また、医学研究の発展を担う大学病院に勤務する医師は、臨床のみならず、教育、研究も担っているところでございまして、働き方改革によるこれらの活動への影響も懸念されることを踏まえまして、他大学の取組状況などを参考としながら、今後の教育や研究への取組方についても、来年4月の時間外労働の上限規制適用開始を見据え、検討を行っているところでございます。

札幌医科大学が、医療の提供のみならず、十分に研究を推進することができるようにすることが、道といたしましても重要と考えておりますことから、今後とも必要な助言等を行ってまいります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 保健福祉部長道場満君。
- **〇保健福祉部長道場満君**(登壇)医療機関のサイバーセキュリティー対策についてでございますが、近年、医療機関へのサイバー攻撃により、長期間、診療が停止するなどの事案が発生したことから、本年4月に医療法施行規則が改正され、医療機関等が遵守すべき事項にサイバーセキュリティー対策が位置づけられたところでございます。

このため、道では、医療法に基づく医療機関への立入検査におきまして、今年度から、診療継続のために必要なデータのバックアップを行うことや、インシデント発生時の連絡体制の確保など必要な対策の取組状況を確認するほか、医療従事者を対象に毎年実施する医療安全に関する研修会におきまして、医療情報システムのセキュリティー管理に関する注意喚起を行うこととしており、今後も、様々な機会を通じ、医療機関におけるサイバーセキュリティー対策の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 道立病院部長岡本收司君。
- **〇道立病院部長岡本收司君**(登壇)武田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、医師の働き方改革についてでありますが、道立病院局では、これまで、他の医療従事者等へのタスクシフト・シェアの推進や、時間外労働の多い診療科におきます医師の増員などにより、負担軽減に取り組んでまいりましたほか、特定の診療科における勤務の実情を踏まえ、現在、特例水準の指定に向けた手続を進めておりますが、この特例水準について、国では、将来的に解消を目指すとしておりますことから、今後とも、医師が健康に働き続けられる環境の整備を不断に進めていくことが必要と考えております。

このため、道立病院局としましては、引き続き、医育大学と連携し、医師の確保に努めますと ともに、他の医療機関の事例も参考に、勤務環境の改善を図りながら、良質な医療を継続的に提 供できるよう取り組んでまいります。 次に、サイバーセキュリティー対策についてでありますが、近年、クラウドサービスの普及などに伴い、医療情報システムの安全管理が極めて重要となっておりますことから、道立病院局では、平成29年度に策定した情報セキュリティ基本方針に加え、昨年度、情報セキュリティーの侵害などが発生した場合の緊急時対応計画等を病院ごとに整備したところでございます。

こうした中、医療情報システムの安全管理の実効性を高める観点から、本年5月、国のガイドラインが改正され、医療機関が優先的に取り組むべき事項が示されたことを踏まえ、道立病院局におきましても、現在、各病院における対応計画の見直しに向けた作業を進めておりますほか、今後に向けては、国が実施する階層別研修をより多くの病院職員が受講するなど、最新のシステムセキュリティー対策が病院全体に浸透し、徹底されるよう取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 人事委員会委員長織田亨君。
- **〇人事委員会委員長織田亨君**(登壇)武田議員の御質問にお答えをいたします。

新卒者の給与改善に関しまして、まず、人事院勧告についてでございますが、給与勧告は、公 務員の労働基本権制約の代償措置となるものであり、民間企業と公務員の給与水準の均衡を図る ことを基本に行われるものでございます。

本年の人事院勧告は、月例給、ボーナスともに、民間給与が国家公務員の給与を上回っていた ため、月例給を平均3869円引き上げるとともに、ボーナスについても年間4.50月に引き上げると したものと承知をしております。

また、民間給与との較差が過去5年平均の約10倍と大きかったことに加え、人材確保の観点等を踏まえ、初任給をはじめとした若年層に重点を置いた改定としたため、特に初任給が大幅に引き上げられたものと考えております。

次に、初任給についてでございますが、職員の給与は、地方公務員法に基づき、国や他の地方公共団体の職員との均衡や民間の給与水準を考慮して定められることとされております。

近年は、国に準じて、初任給をはじめとした若年層に重点を置きまして、給与の引上げを勧告 したところでございます。

初任給は、有為な人材確保のために重要な要素ではありますが、当委員会といたしましては、 採用時の給与水準に限らず、職責、活躍に応じた処遇の確保も重要と考えておりまして、本年の 公民較差の状況や人事院勧告の内容などを総合的に勘案して、適切に対応してまいります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 武田浩光君。
- **○33番武田浩光君**(登壇・拍手) (発言する者あり) ただいま答弁をいただきましたが、以下、数点にわたり指摘をさせていただきたいと思います。

まずは、人事委員会勧告と初任給改善についてでございます。

道人事委員会は、今回の人事院勧告について、人材確保等の観点等を踏まえ、若年層に重点を

置いた改定とし、初任給が大幅に引き上げられたとの見解を示されましたが、先ほども申し上げたとおり、もし今年の人勧が適用されたとしても、地方においては、まだまだ民間給与との差が存在をいたします。こうした点を踏まえて、初任給を改善することを申し上げましたが、消極的な答弁しかいただけなかったのは誠に残念です。

給料表は、行政職給料表だけではなく、医療職給料表や教育職給料表、研究職給料表など様々な給料表があります。

民間に人材が流れていくのは事務職だけではありません。例えば、最近では、病院薬剤師の成り手が不足しているという現状があります。こうした現状を変えるためにも、初任給の改善は必要です。

先ほど言ったとおり、既に40の都府県で国を上回る措置をやっているということです。道独自 の考え方を示していいときではないかというふうに私は思います。

今や、道職員をはじめとした道内の地方公務員が果たすべき役割は様々です。平時においては 住民サービスに徹し、災害時には住民避難のためや災害復旧に従事をしなければなりません。地 域住民のために、地方公務員はなくてはならない存在です。

札幌市以外の市町村には人事委員会が存在しないため、道が改善しない限り、道内の各市町村の改善も望めません。

こうした実態も踏まえ、道及び道人事委員会は、初任給改善に向けて検討することを強く指摘 させていただきます。

次に、リスキリングについてです。

知事から、リスキリングのための環境の必要性と取組を行っている旨の答弁をいただきましたが、インセンティブの付与については、これまでと同様、人事評価制度や人事配置にしか言及をされなかったのは不満でございます。本当にこれで職員のエンゲージメントが向上するのでしょうか。だとするならば、離職率の減少が数字となって表れてくるはずです。

しかし、現実はそうではありません。それどころか、せっかく職場環境を整え、リスキリングによって人材育成をしてきたにもかかわらず、そうした人材こそが民間に流出してしまっては、道にとっての大きな損失です。やはり、今後のインセンティブ付与については、もう一工夫必要であることを指摘させていただきます。

次に、避難所運営等についてです。

答弁では、道内の避難所において冷房機を確保しているのは26%程度とのことでした。まだまだ少ないと思います。

小中学校の体育館も避難所になるケースが多くあります。こうした避難所に使用される体育館など、優先して冷房機器を導入すれば、平時の場合の学校運営においても、熱中症アラートが出されたときの対応ができると思います。

今定例会において、学校の暑さ対策も様々質問が出されておりました。体育館の冷房機器に関 しては、道教委の問題だけとするのではなく、防災対策も絡めて検討することも一つの方法だと 思います。

私が、今回、避難所運営等について特出しして質問をしたのは、災害関連死ゼロを目指したいからであります。自然災害は、いつどこで起きるか分かりません。防災・減災対策を講じることで、災害による直接死を減らすことができても、必ずゼロにすることは不可能です。しかし、災害の直接死から免れて避難してきた方々を災害関連死から守り、ゼロにすることは可能です。そのためにも避難所の環境整備は非常に重要となります。

原子力災害の屋内退避や避難所運営も同様のことが言えます。

私は、12年前の福島の原発事故で、現地・福島の収束作業の協力を行っていましたが、そのと きに、災害関連死にも遭遇をいたしました。せっかく助かった命が、災害ではなく、それ以外の 要因で失ってしまうつらさと悔しさを味わいました。

ぜひ、避難所や屋内退避の熱中症対策について、国の財政支援などもうまく利用しながら進めていただくことを指摘しておきます。

次に、医師の働き方改革についてです。

これまでも、道は、地域医療の確保や医師の偏在解消など、様々な医療課題の中で、事あるごとに、医育大学と連携して取り組んでまいると答弁をしてきています。それでは大学病院の医師の負担は増えるばかりです。特に、若手の医師の教育、研究にかける時間はますますなくなっていきます。

先ほど、他大学の取組を参考としながらという言葉もありましたが、そこで、私から、医育大学との連携を前提として、教育、研究のための時間も確保するための提案をさせていただきたい と思います。

まず一つ目は、人的支援です。

医学教育を支援する教育・事務職員の増員、研究の準備、サポートを行うスタッフの養成確保 を行うことです。

二つ目に、ICT化の推進です。

そのためには、臨床研究支援のためのEDCシステムの確立、研究データを集約するためのサーバーの確保、老朽化した研究設備の更新、これで効率が上がります。バーチャルリアリティーを活用する実践的な実習機器や、研究を効率的に進めるシステムの開発、最新医療機器の確保などが挙げられます。

いずれも予算を伴うことから、札幌医科大学に対しては、道の強力な支援をしていただくこと を強く指摘しておきます。

次に、サイバーセキュリティー対策についてです。

道立病院においても、セキュリティー対策について取り組んでいることが分かりました。また、道内医療機関においては、今年度から道が立入検査で取組状況を確認していくということも答弁されました。

これらの対策は当然必要であることはもちろんですが、道立病院をはじめとして、各医療機関

がその費用を負担していかなければならないことはもちろんです。しかし、病院にとって、この 費用は完全な持ち出しであって、診療報酬などで回収できるものではありません。

こうした費用を各医療機関がどのように対応すべきなのか、道は、厚生労働省や中医協などに 働きかけるべきであることを指摘しておきたいと思います。

また、道立病院においては、これらの費用の決着が出るまでの間、道からの支援も必要である ことを指摘しておきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

感染者数や外来、入院の状況など、様々な要素をモニタリングし、感染状況等に即して適時的確な注意喚起を図るとの答弁を知事からいただきました。まさに今が適時だと思います。これ以上進めば医療逼迫を引き起こしますし、既に逼迫している現状もあります。

あれだけ暑かった北海道も、今や朝晩は寒さを感じるほどです。寒さとともに、普通の風邪 も、そしてインフルエンザも、そして新型コロナも患者が増加することが予想をされます。今の 段階からの注意喚起が必要です。これ以上増えてしまってからでは遅いのです。

ぜひ、知事の強力なリーダーシップの下、今が適時の的確な注意喚起を一日も早く出していた だくことを指摘いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

○議長冨原亮君 武田浩光君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

— ·**SOO** —

午後1時2分開議

○議長**冨原亮君** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

髙田真次君。

〇10番髙田真次君(登壇・拍手) (発言する者あり) 自民党・道民会議、伊達市選出の髙田真次 でございます。

大好きなふるさと・北海道、そして、負託をいただいております愛する地元・伊達市のため に、全力で職責を果たしてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)(発言する者あり)

それでは、通告に従い、順次質問をいたします。

最初に、子育て支援等における保健師の体制充実についてであります。

現在の北海道における少子化の進行は、危機感を超え、恐怖感を感じる段階にあると認識しております。そういった中において、知事は、政策の中で、子ども応援社会を目指すことを掲げておりますが、未来の北海道のためには、私もこれを実現しなければならないと考えております。

道内の自治体における子育て政策については、積極的な施策の展開により、手厚い環境づくりを行う自治体が増えてきておりますが、これを実行するためには財源が必要であり、豊かなふる

さと納税による収入をその財源とする自治体も散見される状況にあります。

しかし、子育てをしやすい北海道を目指すためには、財政の豊かさにはよらず、どの自治体に居住しても基礎的な公共サービスは均等に受けられるような環境整備が必要であると考えるところであり、また、これは地方自治の基本でもあります。

子育でにおける基礎的な公共サービスは母子保健であり、その担い手は、北海道、そして各市 町村で働く保健師であります。

保健師は、保健、医療、福祉、介護などの分野で、乳幼児から高齢者までの全ての住民を対象に、必要で身近な保健サービスを提供する役割を担っております。中でも、母子保健においては、妊婦が母子手帳を取得したところから関わり、妊娠期の支援や出産後の家庭訪問による発育状況の確認、乳幼児を持つ親からの相談対応、地域の保育所や幼稚園と連携した子育て支援など、地域において子育てを行う上で最も保護者と関わりを持ち、支える役割を担っております。

しかし、保健師を取り巻く現状を見ますと、地方においては、保健師の確保に苦慮している自 治体も散見される状況にあります。医療などの社会資源に乏しい地域にあっては、保健師の役割 は非常に大きくなっている一方で、今般のコロナ禍のような健康危機管理対策も求められてお り、その負担は増してきております。

子育て世代に優しい、子育でするなら北海道という、道内のどこに住んでも安心して子どもを 産み育てることができる地域を目指す上では、地域における保健師の体制充実が必要不可欠であ ると考えますが、人材の育成や確保、北海道と市町村との連携体制の強化などについて、道とし ての現状認識及び今後の対応策について、知事の所見を伺います。

次に、北海道農業が抱える課題についてであります。

農業は、人間が生きていく上で最も必要な食を支える産業であります。北海道においては、日本の食を支える重要な役割を担っているところであり、知事の政策における三つのキーワードの一つとしても掲げられております。

北海道の農業は、まだまだ大きな可能性を持つ産業である一方で、多くの課題を抱えているところでもあります。そのうちの一つは、有害鳥獣による農業被害の拡大であり、もう一つは、気候変動による農業への甚大な影響であります。私は、この二つの課題についてお伺いをいたします。

一つ目は、有害鳥獣対策についてであります。

有害鳥獣の中でも、特にエゾシカによる食害の影響は拡大を続けており、道議会においても、 各議論の場でこれまでその対応について質疑が行われてきたところであります。

有害鳥獣対策については、これまでは、各市町村が中心的に対応を行ってまいりました。これからもその基本は変わらないものと考えますが、個体数の増加が著しい中で、その対応にも限界があることも事実であります。

そういった中、令和3年の、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正により、対象鳥獣の捕獲の強化がうたわれ、市町村の被害防止施策のみによ

っては十分な被害防止が困難である場合には、市町村長から要請を受けた都道府県知事が措置を 講じることが明記されました。

その具体として、協議の場を設ける等による関係地方公共団体との連携を図ること、市町村相 互間の連絡調整、被害防止に関する個体数調整のための捕獲等ができることとなっております。

私の地元地域の状況を見ましても、そもそものエゾシカの個体数の増加はもとより、隣接自治体間の対策方法が統一されていないことや、猟友会等の担い手の確保が困難であることなど、単独の市町村による対応は限界を迎えている状況にあり、自治体間で連携した広域での取組が必要であることは明らかであります。

こういった状況下において、北海道が求められ、担う役割が非常に大きくなると認識をしておりますが、その考え方とエゾシカへの対応策について、知事の見解を伺います。

二つ目は、気候変動に対応したスマート農業についてであります。

北海道におけるこれまでの気象災害は、大雨、風害、降霜が大きな要因となっておりましたが、近年は、気候変動の影響により、高温、少雨も避けられない要因となってきております。

特に、今年は、観測史上最も暑い夏となり、農業分野においても、一部地域では、病害虫の発生や花落ち、葉の腐れ、果実の日焼け、活着不良による秋物の不作などにより、収穫・出荷量の減少といった影響が現れております。

また、これまで、気候的に北海道では難しいと言われてきた作物を産地化する取組も散見される状況となり、温暖化の波は、この北海道にも確実に到来しております。

こういった環境下において、私の地元においては、環境制御技術を農業用ハウスに適用させ、 ハウス内の温度や湿度、二酸化炭素量などを適切に管理することで、季節を問わず、高品質な農 産物を供給可能とする取組が行われており、今年の猛暑の中でも安定した営農が続けられており ました。

農業の担い手の減少や気候変動、ゼロカーボン北海道の実現など、北海道農業を取り巻く課題 は山積しておりますが、高度な技術を活用したスマート農業は、生産現場が抱える課題を解決す るツールの一つになると考えております。

道では、スマート農業推進方針を令和2年度に策定していると承知しておりますが、現状と課題をどのように認識し、道として、スマート農業技術の可能性をどのように考え、今後、地域で進めていくのか、知事の見解を伺います。

次に、ALPS処理水の海洋放出に関する支援策についてであります。

本年8月24日、東京電力は、福島第一原子力発電所の多核種除去設備等、いわゆるALPS処理水の海洋放出を開始いたしました。

これに強く反発してきた中国政府は、放出開始日に日本産の水産物の輸入を全面的に停止する 措置を取り、1か月が経過した現在に至っても、この措置を解除する気配は見えておりません。

北海道の水産物は、その品質から、これまで、中国をはじめとした海外各国でも重用され、北海道を代表する産業として大きな経済効果をもたらしてきたことは事実であります。

今回の輸入停止措置により、私の地元の噴火湾沿岸における水産物の中心であるホタテガイについては、特に大きな影響を受けているところであり、早急な対応が求められる状況にあります。

一方で、近年の好調な海外輸出の影響として、国内での販売単価の上昇や販売量の減少により、国内はもとより、道内においても地場産の新鮮なホタテガイが手に入りづらい状況にあります。

今回の対応については、国が責任を持って輸入停止措置の撤廃をさせることが最優先事項では ありますが、水産業関係者への影響を最小限にとどめるためには、知事のモットーであるピンチ をチャンスにを実践する取組を行う機会と捉え、国内での消費拡大を行うことが重要と考えると ころであり、以下、2点について、道としてどのように考えるか、伺います。

1点目は、学校給食での活用についてであります。

道内各地において、地場産品を学校給食での食材として活用し、食育や地域学の題材とする取組が進められておりますが、輸入停止措置により影響を受ける水産物を海のない地域を含めた全道で活用することにより、消費拡大につなげる取組についてどのように考えるか、伺います。

2点目は、ふるさと納税制度の活用についてであります。

ふるさと納税制度は、地域の特産品を返礼品として寄附者に提供するだけではなく、全国にその地域を知ってもらい、地域の応援団を広げることもできる制度であり、ふるさと納税の市場規模も1兆円に迫るなど、幅広い支援を求める地域にとって大変有効な手段であると考えます。

今回のALPS処理水海洋放出の際の緊急的な支援策として、法令で定められている寄附額に 占める返礼品や返礼品提供に係る費用の割合を時限的に拡大できれば、国内での道産水産物のさ らなる消費拡大につながると考えますが、法令改正等を伴うことから、臨時的、緊急的な制度の 変更は難しいものがあると承知をしております。

しかしながら、先ほど述べたように、現在のふるさと納税の市場規模は非常に大きく、また、 寄附については、ALPS処理水の海洋放出により、お困りになっている方々への支援策につな がるとともに、道や市町村の財政にも貢献できるものであります。

道のふるさと納税への考え方について伺うとともに、今回のALPS処理水海洋放出への対応 として、積極的にふるさと納税を活用すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、植樹・育樹活動の推進についてであります。

道民一人一人が、植樹や育樹を通じて、森林や樹木に触れて親しむことにより、森林がもたらす様々な恵みに感謝する心を育み、本道の豊かな森林を未来へ引き継いでいくことを目的として、全国の都道府県で初となる北海道植樹の日・育樹の日条例が平成30年に議員提案により制定をされました。

この条例では、「植樹の日」及び「育樹の日」などを広く普及するとともに、道民及び市町村、事業者などと協働し、条例の趣旨にふさわしい植樹・育樹活動を実施することを道の努力義務として定めております。

これまで、道は、条例の趣旨を踏まえ、道内各地で開催される木育イベントでの条例のPRや 北海道植樹祭の開催など、様々な機会を通じて、道民が自ら森林づくりを体験する機会の提供に 取り組んできたものと承知しております。

私は、この「植樹の日」「育樹の日」の制定の目的である、道民一人一人が、植樹及び育樹を通じて、森林及び樹木に触れて親しむことにより、身近な場所からはるかな山並みにわたる緑の木々に思いをはせ、北海道の森林の豊かさ及び森林がもたらす様々な恵みに感謝する心を育み、協働による森林づくりを進め、北海道の豊かな森林を未来に引き継いでいくという理念を大変すばらしいものだと感じております。

さきの水産林務委員会において、我が会派の同僚議員が、道民一人一人が植樹・育樹活動に取り組む新たな運動の必要性を質問したところ、新たな運動の展開について検討するとの答弁でありました。

私としても、条例の理念を具体的に体現するためには、道民の皆様が植樹・育樹活動に参加し、1人1本の木を植え、そして手入れを行うことにより、北海道全体で500万本もの木を育てることで、道民参加による北海道の豊かな森林を育むことにつなげていくことが重要と考えており、そして、そのことが森林吸収源対策を推進する上でも大きな力になるものと考えております。

北海道植樹の日・育樹の日条例は、早いもので制定から5年の月日が経過しようとしております。この5年が経過したことを節目に、今後、道民一人一人が植樹・育樹活動に取り組む運動を新たに展開し、協働による森林づくりを一層推進していく必要があると考えますが、今後どのように取り組もうとしているのか、知事の所見を伺います。

最後に、北海道における縄文世界遺産の活用についてであります。

2021年、令和3年7月27日に、念願であった縄文遺跡群の世界遺産登録がなされました。

当時は、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光資源としての活用は難しい状況下でありました。しかしながら、構成資産を有する私の地元においても、コロナ禍の真っただ中ではありましたが、コロナ前よりも来場者数が大きく増加するなど、好影響を感じたところであります。

新型コロナウイルス感染症の分類が5類となって以降、北海道においても、北海道博物館での特別展やシンポジウムの開催、北の縄文ポータルサイトの開設などを行っており、いよいよ本格的なPR活動を行うことができる環境下において、今後ますます縄文文化が持つ普遍的な価値の普及やアドベンチャートラベルにおける要素に含まれているように、観光資源としての活用が期待をされております。

そういった中で、各構成資産を所管する自治体においては、周辺環境の整備や遺跡を活用した イベントの開催など、個々の取組が積極的に行われております。

私の地元においても、先月、構成資産を有する隣町の洞爺湖町と連携し、「「ルート37の世界遺産JOMON」を楽しむ」と銘打ったシンポジウムが開催されたところであります。

このような構成資産間で連携した取組も重要であると考えるところであり、その際に課題となる PR活動においても、ポータルサイトの積極的な活用を行うべきと考えております。

登録から2年の月日が経過し、行動制限もない環境下において、今後、縄文遺跡群として、各構成資産を所管する自治体が世界遺産としての希少性、重要性を最大限に活用する取組について、道としてどのように推進、支援していくのか、知事の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。(拍手) (発言する者あり)

- 〇議長冨原亮君 知事鈴木直道君。
- ○知事鈴木直道君(登壇)髙田議員の質問にお答えいたします。

最初に、北海道農業が抱える課題に関し、まず、エゾシカ対策についてでありますが、エゾシカの個体数が増加し、農林業被害が拡大する中、効果的、効率的に被害を低減していくためには、広域的な捕獲体制を構築し、取組を強化していくことが重要であります。

このため、道では、改正された鳥獣対策特措法に基づき、令和4年度から、市町村の要請を踏まえ、胆振や釧路など道内8地区に、関係市町村や猟友会、森林管理署などで構成する地区調整会議を設置し、国の交付金を活用しながら、市町村境界など捕獲が困難な地域での道による生息状況調査や捕獲に取り組んでいるところであります。

道としては、今後も、市町村における被害の状況や捕獲の担い手の確保状況などの課題を共有し、必要に応じて地区調整会議を設置するなど、市町村や道による捕獲のさらなる上積みに努め、より一層の被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、スマート農業の推進についてでありますが、本道の農業、農村が持続的に発展していく ためには、省力化や効率化に加え、肥料など生産資材の削減による脱炭素化への貢献が期待でき るスマート農業技術の効果的な導入が重要であります。

一方、スマート農業機械が高額であることや、地域における指導的役割を担う人材不足のほか、新たな技術の導入に当たっては、多くの実証と成果の蓄積が必要といった課題があると承知しています。

このため、道では、地域や個々の営農状況に応じたスマート農業技術の導入に向けて、関係機関などと連携し、補助事業を活用したスマート農業機械の導入支援をはじめ、地域における指導人材の育成や相談窓口の設置、国の実証事業への参加を通じた導入事例の普及などを進めながら、ゼロカーボン北海道の実現にも寄与するスマート農業の推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、ALPS処理水の海洋放出に関し、道産水産物の消費拡大についてでありますが、中国によるこのたびの輸入停止措置により、ホタテガイなどの在庫の増加や産地価格の下落といった影響が生じており、早急に国内消費の拡大を進めていくことが重要であります。

このため、道では、今定例会で提案している補正予算により、漁業者団体が緊急的に実施する 量販店での販売促進に支援をするほか、「食べて応援!北海道」キャンペーンとして、社員食堂 で道産水産物を提供するPRなどに取り組んでいるところであります。 また、令和2年に、道と漁業者団体が連携し、コロナ禍において消費が低迷したホタテガイやサケを学校給食へ提供することで、価格の下支えに加え、魚食普及にもつながったことから、今後、関係団体が国の基金事業を活用し、給食の食材として提供できるよう、速やかに取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税の活用についてでありますが、本道の人口減少が進行し、様々な地域課題や税収の減少などに直面する中、道では、外部の方々からの応援の思いを支援につなげるふるさと納税制度は大変重要と考え、これまで、道のウェブサイトや道内外のイベントなどにおいて、制度や道内各地の返礼品のPRを行うとともに、その時々の社会情勢を踏まえ、コロナ禍において、地域医療を守るための寄附や災害時の寄附の代理受付など、機動的な取組も行ってまいりました。

こうした中、道としては、先般の中国による日本産水産物の輸入停止措置への対応策の一つとして、ふるさと納税の活用が有効と考えており、その取組の第1弾として、先日、道のウェブサイトに特集ページを立ち上げ、関連するふるさと納税をPRするなど、積極的な情報発信を行っております。

道としては、地域の方々の御意見も伺いながら、こうした取組の第2弾の検討を進めており、 ふるさと納税を活用し、影響が懸念される水産業の支援にも努めてまいります。

次に、植樹・育樹活動の推進についてでありますが、平成30年に定めた北海道「植樹の日」「育樹の日」を中心に、道民の皆様が森林づくりに積極的に取り組むことは、木育の推進はもとより、ゼロカーボン北海道の実現にも資することから、植樹・育樹活動を道民運動として定着させることが重要であります。

このため、道では、道民の皆様とともに、500万本を目指し、「道民ひとり1本植樹・育樹運動」を新たに展開することとし、全道各地で開催される植樹祭への参加をはじめ、環境保全に取り組む企業が地域住民とともに行う森林づくりや、教育機関と連携した活動を促進するなど、全国一豊かな本道の森林を未来の子どもたちに引き継いでいけるよう、道民の皆様との協働による森林づくりを一層推進してまいります。

最後に、縄文世界遺産の活用についてでありますが、本道への人の流れが勢いを取り戻す中、 機を逸することなく誘客を進めるためには、国内外への効果的な情報発信などの取組が必要と認 識しています。

このため、道では、今年度、登録2周年を記念した展覧会を北海道博物館において開催すると ともに、新たに、縄文遺跡群の魅力を伝える動画や、遺跡を巡るモデルコースなどの情報を紹介 するポータルサイトの運用を開始し、世界文化遺産としての価値などについて発信するととも に、それぞれの遺跡への周遊を促しているところであります。

道としては、今後、関係市町や地域の活動団体などと緊密に連携し、イベントなど、タイムリーな情報の発信に努めるほか、4道県のホームページを効果的に活用するなど、様々な手段を用いた発信力の強化に取り組み、縄文遺跡群に多くの方々が訪れ、地域のにぎわいの創出につなげ

ていく流れをつくることができるよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 保健福祉部長道場満君。
- **〇保健福祉部長道場満君**(登壇)保健師の確保対策などについてでございますが、住民に身近な保健、医療の専門職である保健師は、子育て支援をはじめ、住民の健康の保持増進、災害発生時などにおける健康危機管理対策において、重要な役割を担っていると認識しております。

道では、これまで、旭川高等看護学院において保健師を養成してきたほか、小規模の市町村に 勤務しようとする看護学生への修学資金貸付けやインターンシップの実施、潜在保健師の復職支 援研修の開催など、養成確保の取組を進めるとともに、保健師の業務内容やキャリアに応じた研 修を実施するほか、市町村が新任期の保健師に行う研修に保健所が協力するなど、育成や定着に も努めてきたところでございます。

今後とも、保健所と市町村が連携を図りながら、保健師が感染症などの新たな健康課題や住民のニーズに的確に対応できるよう、人材育成・確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長冨原亮君 髙田真次君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩



午後1時32分開議

○議長**冨原亮君** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

北口雄幸君。

〇83番北口雄幸君(登壇・拍手) (発言する者あり)通告に従い、順次質問をいたします。

まず、河川の維持管理についてでありますが、平成28年8月、合わせて四つの台風が北海道に 上陸ないし接近し、道内各地で豪雨などによる甚大な被害が発生しました。

これを受けて、北海道は、「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」を翌年度から10年間で整備する案をまとめました。

具体的には、平成29年度より北海道の単独費等で事業を実施し、その後、国において、令和2年度から5年間の事業として緊急浚渫推進事業が創設され、この事業では、事業費の70%が地方交付税として予算措置されることから、道もこの制度を活用して事業を進めていると承知しております。

そこでお伺いしますが、これまでのこの事業の進捗状況をお聞きするとともに、今後の考え方 をお伺いいたします。

今年8月上旬からの停滞した前線による大雨の影響で、道北地域を中心に、一部住民が避難

し、農地が冠水するなどの被害が発生しました。地域住民からは、先ほど質問した樹木の伐採の ほか、河川の整備などの要望が出されています。

私の地元である士別市朝日町を流れるペンケヌカナンプ川においては、ここ数年、頻繁に被害を受けており、この地域で農業を営む農家からは、就農して10年で3回も被害を受けた、しっかりとした対策をお願いしたいとの声を聞いています。

北海道は、このような声に対し、しっかりとした対策を行うことが必要と考えますが、道の対応について伺います。

次に、支庁再編に伴う道道の整備について伺います。

幌加内町は、13年前の平成22年4月に空知管内から上川管内に移管されました。

当時は高橋知事2期目で、支庁制度改革については、議会でも深夜に及ぶ激しいやり取りが続き、当時1期生だった私の中でも、当時のやり取りは鮮明に覚えています。そして、幌加内町と 幌延町の支庁間の移管は、支庁制度改革の象徴的な存在であったと記憶をしております。

上川管内に移管した幌加内町と旭川市を結ぶ道道旭川幌加内線は、農林業などの基幹産業の振興や、幌加内町から旭川市への通学、通勤、救急搬送や通院など、地域住民の生活を支える重要な役割を担っております。

しかしながら、この道道の江丹別峠は、道幅が狭く、急勾配に加えて、41か所もの急カーブが 連続しており、冬期間の降雪、吹きだまりや雪崩などによる通行止めなど、住民生活に大きな影響を及ぼしています。

当時の幌加内町の関係者は、支庁移管の象徴として、この改修工事を速やかに進めてほしいと 高橋知事に要請し、高橋知事もしっかりやると応えたとお聞きしていますが、13年が経過した現 在も工事を進めている状況であります。

道路には様々な役割があると承知しておりますが、道道旭川幌加内線のような、地域住民を支える道路の整備が大変重要と私は考えますが、そこで、道ではどのような考えで道路整備を行っているのか、お伺いいたします。

次に、自治体病院の役割についてでありますが、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、地域ではその対応に苦慮していたのですが、その中でも、コロナに率先して対応していたのは自治体病院です。国の支援等があったとはいえ、自治体病院は、地域のコロナ患者を受け入れるため、空きベッドを確保し、いつでも受け入れる準備を進めていたのです。

今年5月からコロナが5類に分類されたものの、依然として患者は戻らず、大変厳しい経営状況とお聞きしております。

私は、このようなときこそ自治体病院をしっかり支援していく必要があると思うのですが、道 の見解をお伺いいたします。

次に、医療機関の広域連携について質問します。

私の住む士別市では、センター病院の指定を受けている名寄市立総合病院とサブ病院となる士 別市立病院が連携し、地域医療を担っています。 令和2年10月には、名寄市立総合病院と士別市立病院が上川北部医療連携推進機構を設立し、 診療機能の集約化、機能分担や医療従事者の派遣と人事交流、医薬品等の共同購入等を進めてい ます。しかし、医師不足や医師の偏在が解消されず、必死の思いで地域医療を守っていただいて おります。

私は、道がもっと関わりを強め、地域の医療を守るための役割を果たすべきだと考えますが、 道の考えをお聞きいたします。

次に、持続可能な農業政策について伺います。

鈴木知事、知事のところには、農家の皆さんの悲鳴が届いているでしょうか。

昨年来、肥料や飼料、生産資材、そしてエネルギーなどの物価高騰により、農家の皆さん方は、開拓以来の厳しい経営状況になっています。そして、それに追い打ちをかけるような猛暑によって、今年の出来秋は厳しいのではとの声を寄せられています。

一方、国では、二十数年ぶりに食料・農業・農村基本法の見直しが行われていると承知をして おります。

御承知だと思いますが、農作物の保険制度には、農業共済制度と収入保険制度がありますが、 今日的な物価高騰などの農業者の負担増加に対応する制度とはなっておらず、所得が減少しているので、厳しい経営を余儀なくされているのです。

そこで、私は、持続可能な農業を進め、次の担い手が安心して就農するためには、一定の所得 を確保する仕組みづくりを進めることが必要と考えます。

道として、このような所得を安定させる所得補償制度のような制度の導入を国に求めるべきと 考えますが、知事の見解を伺います。

次に、ふるさと納税についてお伺いします。

ふるさと納税は、生まれ育った地域、あるいは、頑張っている地域を応援したいなど、地方創生の一環として平成20年にスタートいたしました。以来、15年が経過し、昨年度の寄附納付額は9654億円と、約1兆円規模にまで膨れ上がりました。

財政難によって苦しむ自治体にとっては、今や欠かせない財源になっている一方、返礼品競争 が過熱し、寄附が特定の自治体に偏るなど、自治体間格差は拡大しているものと感じています。

また、東京都の23区の特別区長会では、不合理な税制改正等に対する特別区の主張として、ふるさと納税制度の抜本的見直しを求めています。

このように、ふるさと納税制度には様々な課題や問題があるものと思われますが、道として、 このような課題があることをどのように認識されているのか、その見解を伺います。

総務省が発表した昨年度の調査結果によると、道内での1位が紋別市で194億円、最下位は島 牧村の218万円で、その差は8914倍となっています。

また、納付額で100億円以上は3市町、10億円以上100億円までが29市町村、1億円以上10億円までが79市町村、1億円未満が68市町村と、1億円未満が全体の38%、10億円未満になると82%となっています。

各自治体の取組によってこのような格差が広がっている現実を道はしっかりと受け止め、ふる さと納税の活用に課題を抱えている市町村へ、ノウハウの支援などを行うべきと考えますが、知 事の見解をお聞きします。

次に、水道事業について伺います。

私たち人間をはじめ、動植物は、水なしでは生きていけません。だから、水はとても大事なものであり、したがって、各自治体では、自治体の責任で水道事業を行っています。

皆様、御承知のとおり、上水道事業は公営企業会計で運営されており、小規模自治体における 簡易水道事業についても、来年度から公営企業会計で運営することが求められています。

公営企業会計となると、分かりやすく言えば、かかる経費は利用する地域住民で負担をしなければなりません。人口減少の現状を考えると、負担額がますます増えてくることは必至であります。

このような水道事業の厳しい経営状況について、道として、どのような認識を持ち、今後どう しようとしているのか、お伺いをいたします。

2020年3月、北海道は、国の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所が推計したデータをベースに、北海道人口ビジョン改訂版において将来の人口を推計しました。

この改訂版によると、北海道の将来人口は、2015年の538万人から、2040年には428万人、2060年には320万人にまで減少すると見込んでいます。

さらに、市町村別で見ると、2015年と2040年を比較すると、全市町村の半分以上の102市町村で人口が6割以下となり、そのうち39市町村で5割以下になるものと推計されています。これは、小規模自治体ほど人口減少が加速することを意味しています。

このことを水道事業に当てはめてみると、人口が半分になるわけですから、最低でも現在の倍以上の水道料金になるものと考えます。そうなると、この地域に住み続けることができなくなるのではと危惧するのは私だけでしょうか。将来のことを考え、今のうちから今後の持続可能な水道事業の在り方を模索しなければなりません。

そこで、私は、給水人口密度に応じて交付税の算定基礎に水道事業を加えるよう国に求めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、観光振興税について質問します。

今定例会の代表質問においても、全ての会派から観光振興税に対する質問がなされました。その内容は、税の使途が具体化されていないや、受益と負担の関係の明確化、規模感やスケジュール、導入の必要性などであり、道の検討段階でも使途など具体的なことが決まっていないことが原因ではないでしょうか。

とりわけ、第1回目の懇談会では、税額は定額として全道一律100円をベースとしていなが ら、2回目では200円を基本として最高500円も設定するなど、一貫性がないことが問題なのでは ないでしょうか。

このように、一貫性がない議論の結果、60億円という規模ありきとの指摘もあり、これでは納

税者の理解を得るのは難しいのではないでしょうか。

そこで伺いますが、まずは、使途を明確にすべきとし、その財源として税額を決めるべきと考えますが、その具体的な使途などについてはどの時点で明らかにするのか、お示しをしていただきたいと思います。

第2回の懇談会では、観光振興税の導入及び導入を予定している市町村は、オブザーバーとして参加し、出席した市町村からは、道税と市町村税を合わせて総体として議論すべき、税収規模が先行して議論されることに危機感を持っている、役割分担に係る協議をしっかりすべきなどといった意見が出されたと承知しております。

また、私も、観光振興税を予定している首長からは、役割分担をしっかりすることが大事だと の意見をいただいています。

道は、このような市町村の意見に対し、どのように対応しようとしているのか、新税の導入に 当たっては、関係市町村ともしっかりとした連携が必要と考えますが、これらの意見にどのよう に応えるのか、知事の考えをお聞きします。

また、多くの自治体は、観光に依存する割合が低く、観光振興税の導入を予定していないのが 現状であります。私は、このような自治体にも事前にしっかりと御意見を伺うことが大事だと思 っています。

このように、観光振興税の導入を予定していない市町村の意見をどのように把握し、そして、 その御意見をどのように反映しようとしているのか、知事の認識を伺います。

最後に、鉄路の存続について伺います。

JR北海道は、平成28年11月、単独で維持困難な線区として10路線、13線区を発表しました。 これを受けて、国は、JR北海道に対し、今年度までの3年間を第2期集中改革期間と定め、今 年度は最終年度として総括的検証を求めています。

この中では、各地域で展開しているアクションプランの成果なども議論の対象になるものと想定されていますが、いまだコロナの影響を受けており、完全に回復したとは言えない状況なのです。

しかし、一方では、インバウンドも徐々に増えてきており、私も、日々、鉄路を利用しておりますが、肌感覚で乗客は戻りつつあると感じています。

しかし、問題は、総括的検証で求められる手法などが国から示されておらず、不透明だという ことであります。

積雪寒冷や広域分散型地域という北海道の特性、さらに、コロナの影響なども含め、手法の判断には特段の配慮が必要だと国に強く申入れすべきと考えますが、知事の見解をお伺いします。

鉄路の存続を求める地域では、アクションプランを作成しながら、存続に向けた議論と同時 に、利用促進などの取組を進めています。

7月28日には、沿線自治体首長と知事による意見交換会も開かれ、市町村長からは、国の支援 を強く求めるとの声も寄せられたと承知しています。 また、私たちも管内の首長と意見交換を行い、やはり北海道が黄線区をしっかり残すという強いメッセージを発すべきとの意見もありました。私もこの意見には全く同じ思いであります。

JR北海道は平成28年に維持困難線区を発表しましたが、当時、夕張市長であった鈴木知事は、JR北海道のこの発表前にJR北海道本社を訪れ、攻めの廃線という形で夕張支線の廃止を 逆提案しました。

当時のJR北海道は厳しい経営状況にあり、これに対して、国の責任で対応すべきとの声が大きく、沿線自治体からは、何を格好つけているのだ、スタンドプレーだ、自分だけよければよいのかという声を聞いたものです。

知事は、夕張市長時代に夕張支線の廃止を決断されましたが、今は知事としての立場でこの北海道の鉄路をどうしていくのか。今年は、鉄路の存続にとっても重要な一年になると思っています。そんな大事な年に当たり、今こそ、知事の、鉄路を残すとの強いメッセージを発すべきと思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

質問は以上でありますが、答弁によっては再質問があることを申し添え、私の質問を終わります。(拍手) (発言する者あり)

- 〇議長冨原亮君 知事鈴木直道君。
- ○知事鈴木直道君(登壇)北口議員の質問にお答えいたします。

最初に、地域医療の確保に関し、自治体病院等についてでありますが、自治体病院をはじめとする公立・公的医療機関は、救急や小児、周産期などの不採算医療のほか、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に際しても、入院患者の方々の受入れはもとより、発熱外来の設置やワクチン接種など、地域において重要な役割を担っているところであります。

道では、地域の中核的な公立・公的医療機関を地方・地域センター病院として指定し、施設、設備の充実や医師派遣等の支援を行っているほか、厳しい経営環境に置かれている自治体病院が今後も求められる役割を果たしていけるよう、国に対し、診療報酬の適切な見直しや地方財政措置のさらなる充実を要望してきたところであり、道民の皆様が道内のどこに住んでいても必要な医療が受けられるよう、地域医療の確保に取り組んでまいります。

次に、持続可能な農業政策についてでありますが、専業的で大規模な経営が主体の本道農業が 持続的に発展していくためには、気象災害や需給環境の変化、さらには、生産資材の価格高騰な どによる収入変動を緩和し、農業者の方々の安定的な所得を確保することが重要であります。

こうした中、現在、国が進めている食料・農業・農村基本法の見直し議論において、農業所得の安定確保に向けては、経営安定対策の充実に加え、新たに、適正な価格形成の仕組みづくりが 重要との考えが示されたところであります。

このため、道としては、関係機関や団体と一体となって、品目別の経営安定対策をはじめ、収入保険や農業共済制度などセーフティネット対策の普及に努めるとともに、こうした対策に必要な予算の確保や運用の改善、さらには、再生産可能な所得を確保できる適正な価格形成の仕組みづくりについて国に求めるなど、農業者の方々が将来にわたり安心して営農を続けられる環境づ

くりに取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税に関し、市町村への支援についてでありますが、ふるさと納税制度は、外部の方々からの地域への応援の思いを支援につなげる制度であり、人口減少が進行する中で、自治体にとって、地域資源を活用し、自ら財源獲得につなげる本制度は、地域の活性化を図っていく上で大変重要な制度と認識しています。

こうした認識の下、道では、道のウェブサイトや道内外のイベントなどを活用し、市町村の取組について積極的にPRを行うとともに、市町村からふるさと納税に関する課題も伺いながら、取組事例の紹介をはじめ、参考となる情報を提供する勉強会なども開催しているほか、寄附の獲得に苦慮している市町村については、個別に課題をお伺いしながら対応策を検討するなど、引き続き、ふるさと納税の活用を図る市町村の取組を支援してまいります。

次に、水道事業の運営についてでありますが、水道は、住民生活に必要不可欠なライフラインであることから、適切な料金設定を行うなど、全ての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に 提供される必要があります。

そうした中、自然条件等のやむを得ない事由により、施設の建設改良費が割高となり、高水準の料金設定をせざるを得ない市町村については、他の団体との料金格差縮小に資するための地方交付税措置が講じられているところであります。

道としては、今後とも、経営状況を的確に把握するとともに、関係団体と連携しながら、水道 事業への支援の充実について国に対し要望するなど、市町村の水道事業が将来にわたって安定的 に運営できるよう取り組んでまいります。

次に、観光振興を目的とした新税についてでありますが、先般開催した懇談会では、観光の高付加価値化、観光サービス、観光インフラの充実、危機対応力の強化という三つの柱に沿って、観光客のニーズに即した観光地づくりとプロモーションの一体的展開、観光人材の育成、さらには、交通のシームレス化や情報アクセスの強化といった使途の方向性をお示しし、委員の皆様からは、おおむね御賛同をいただく中で、使途の規模感について、必要性や妥当性といった観点から整理をすべき、道と市町村の役割を明確にすべきといった御意見をいただきました。

道としては、これらの御指摘を踏まえ、使途の規模感や市町村との役割分担などについて早急に整理し、そのために必要な税制度の内容も含めた道の考え方を取りまとめてまいります。

最後に、鉄道網の維持に向けた今後の取組についてでありますが、広域分散型の本道において、鉄道網は、道民の皆様の暮らしはもとより、観光や物流といった産業全般を支える重要な社会基盤であり、本道の着実な発展につなげていく上で重要な役割を担っていくものと考えています。

私としては、持続的な鉄道網の確立に向けては、JRの徹底した経営努力を前提として、国の 実効ある支援とともに、地域としても可能な限りの協力支援が必要と認識をしており、こうした 認識が、道をはじめ、地域関係者の総意となるよう、本道の鉄道が有する魅力や、人流はもとよ り、全国各地に農産物などを安定的に供給するといった物流面も含めたネットワークとしての重 要性や価値などを発信し、さらなる需要喚起を図るなど、路線の維持・活性化に向けて取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 建設部長白石俊哉君。
- **〇建設部長白石俊哉君**(登壇)河川の維持管理に関し、初めに、河道内樹木の伐採などについてでありますが、道では、「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」に基づき、道が管理する河川のうち、背後地の利用状況や過去の被災状況などを踏まえ、現地調査により、樹木の繁茂などが著しい約3500キロメートルを優先的に樹木伐採などが必要な区間とし、令和6年度の完了を目指して事業を進めており、緊急浚渫推進事業を活用するなどして、令和4年度末までに約2400キロメートルの対策を完了したところでございます。

道といたしましては、残る区間について早期の完了を目指すとともに、その他の区間について も、土砂の堆積状況や樹木の繁茂状況を把握しながら、引き続き、必要な河川内の樹木伐採や土 砂の除去を推進し、道管理河川の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、河川整備についてでありますが、近年、全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化している中、今年も道内各地において局地的な豪雨が発生しており、8月4日から6日にかけての上川地方北部を中心とした記録的な大雨により、天塩川上流部の支流 —— ペンケヌカナンプ川などが氾濫し、農地に被害があったところでございます。

道といたしましては、地域の御意見を伺いながら、氾濫に至った原因について調査を行い、河川の整備手法などについて検討を行うほか、応急的な対策が必要な箇所については、河川内に堆積している土砂撤去などを早急に行ってまいります。

最後に、道路の整備についてでありますが、広域分散型の地域構造を持つ本道において、高規格道路をはじめ、国道、道道といった広域的な幹線道路は、圏域間や市町村間の交流拡大はもとより、救急医療や物流、観光振興などを支える重要な社会資本と認識しております。

しかしながら、道道の一部においては、落石などのおそれのある箇所や幅員の狭い区間、交通 事故の危険箇所が存在するなど様々な課題がありまして、旭川市と幌加内町を結ぶ道道旭川幌加 内線においても、急勾配、急カーブの解消や雪崩の対策などが課題となっており、地域からも長 年にわたり早期整備について要望を受けているところでございます。

道としては、こうした課題の解消を図り、地域間の交流を支え、地域の皆様の暮らしを守る旭川幌加内線など市町村間を結ぶ道路等の整備を進めるため、道路整備に関する予算の確保について国に働きかけるなど、本道の幹線道路ネットワークの早期形成に向け取り組んでまいります。 以上でございます。

- ○議長冨原亮君 保健福祉部長道場満君。
- **〇保健福祉部長道場満君**(登壇)地域医療の確保についてでございますが、人口減少や少子・高 齢化が進行する本道におきましては、人口構造や医療ニーズの変化を適切に見据えつつ、それぞ

れの地域の医療課題に的確に対応し、将来にわたり持続可能な医療提供体制を確保していくこと が重要と考えております。

このため、道では、地域医療構想の実現に向け、地域医療連携推進法人への支援を進めており、上川北部医療連携推進機構に対しましては、法人の運営費のほか、医療機能強化のための改築や設備整備、医療情報のネットワーク化などの支援を行ってきたところでございます。

また、圏域で中核的な役割を担う名寄市立総合病院に対しましては、地方センター病院として、地域の医療機関への医師派遣等に対する補助のほか、地域枠医師の配置や地域医療支援センターからの派遣など、医師の確保への支援も行ってきたところであり、今後も、各圏域の実情に応じて必要な医療が提供できる体制の構築に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 総合政策部長三橋剛君。
- ○総合政策部長三橋剛君(登壇) ふるさと納税制度についてでございますが、道では、外部の方々からの応援の思いを支援につなげるふるさと納税制度は大変重要だと認識しておりまして、道内の市町村と連携しながら、様々な取組を展開してきており、こうした中、本道においては、市町村をはじめ、関係者の方々の御努力により、寄附金額は4年連続で全国1位となるなど、道内外の多くの方々からの応援をいただいているところでございます。

一方、市町村からは、ふるさと納税制度を活用し、地域の活性化を図っていく上で、それぞれの地域の魅力を発信する返礼品のPRや、地場産品を活用した返礼品の新規開発、さらには、送付に係る経費などの削減といった課題が寄せられておりますほか、寄附金の獲得に苦慮している市町村も見受けられることから、道といたしましては、こうした市町村の声に耳を傾け、取組を進めてまいります。

以上でございます。

- ○議長冨原亮君 総合政策部地域振興監菅原裕之君。
- 〇総合政策部地域振興監菅原裕之君(登壇)水道事業の現状についてでございますが、人口減少 に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、さらには、技術系職員の減少な ど、市町村の水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している現状にあります。

また、本道は、積雪寒冷で広域分散型の地域特性を有し、施設の設置や維持管理に要する費用が割高となっておりますことから、規模の小さい水道事業は、特に厳しい経営環境にあるものと認識しております。

このため、道といたしましては、水道事業の持続的な経営の確保に向けまして、経営戦略の見 直しや広域化の取組などを通じて、経営基盤の強化を図っていく必要があると考えております。 以上でございます。

- ○議長冨原亮君 経済部観光振興監槇信彦君。
- **〇経済部観光振興監槇信彦君**(登壇)観光振興を目的とした新税に関し、市町村との調整などに ついてでありますが、これまで、道では、税の検討を進めている市町村とは、懇談会の開催に合

わせ、協議の場を設けますとともに、個別の意見交換などを通じ、税の使途や税制度、相互の役割分担など、道の検討内容をお示しし、御意見を伺ってきたところであり、今後、こうした事項についてさらに検討を加えつつ、関係市町村からも具体的なお考えを示していただきながら、税の導入に必要な調整を行ってまいります。

また、税の検討を行っていない多くの市町村に対しても、これまで道の検討状況などについて 情報共有を図ってきており、今後、振興局の機能も活用しながら、意見交換の場を設けるなど、 必要な対応を行ってまいります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。
- ○総合政策部交通企画監宇野稔弘君(登壇)総括的検証についてでございますが、今年度内に行われる、いわゆる黄色線区の取組に関する総括的検証の方法などにつきましては、現時点においては明らかにされておりませんが、検証に当たりましては、アクションプランに掲げる線区別収支や輸送密度といった数値指標の達成状況のみで評価するのではなく、沿線首長から多くの御意見がありますように、長期間に及んだコロナ禍の影響などについても考慮する必要があるものと考えております。

道といたしましては、総括的な検証において、国が監督命令を発した際には想定されておりませんでしたコロナ禍の影響や、現在、各線区で進められている実証事業の取組状況などにつきましても十分考慮されますよう、国やJRに働きかけてまいります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 北口雄幸君。
- **〇83番北口雄幸君**(登壇・拍手) (発言する者あり) 知事及び部長からそれぞれ答弁をいただきましたが、指摘を交え、再質問をいたします。

まず、河川の維持管理についてでありますが、気候変動による異常気象が続く今、河川の維持 管理は欠かせません。

道は、過去の教訓から、樹木の伐採やしゅんせつ事業を計画的に行っていますが、これも来年 度には一定程度終了する見込みとのことであります。

特に、樹木などはすぐに大きくなります。だから、計画的に持続的に行う必要があるのです。しっかりとした予算を確保し、計画的な事業を行うよう指摘させていただきます。

次に、支庁再編に伴う道道の整備、とりわけ、旭川幌加内線については、支庁再編の象徴として改良事業が進められている経過があります。もちろん、幌加内町の皆さんも一日も早い完成を願っていることは言うまでもありません。

この区間は、距離が長く、急勾配や急カーブが連続しており、工事も大変なのは分かりますが、特に救急車が通る命の道路でもありますので、しっかり予算を確保し、早急に完成するよう 指摘をいたします。

次に、自治体病院の役割についてでありますが、新型コロナウイルス感染症を経験し、改めて

自治体病院の役割の大きさを認識していただけたのではないでしょうか。

今、地域でも、国の指示に基づき、地域医療構想を議論していますが、単に病床利用率とか役割分担などだけではなく、自治体病院の役割などもしっかり議論する必要があることを指摘しておきます。

次に、持続可能な農業政策、その中でも、農家の所得を確保する政策については、質問でも触れたように、収入保険や農業共済制度では、物価高騰に対するセーフティネットにはなりません。だから、一定の農家の所得を確保する仕組みが必要なのです。

これは、ヨーロッパなどで行われている農業経営を補助する所得保障や直接支払いなのです。 物価高騰が続く今だからこそ必要と、農家の皆さんからも訴えられているのです。

北海道農業を持続可能なものにし、日本の食料基地として、その地位を維持するためにも、しっかり訴えるよう、指摘をさせていただきます。

次に、ふるさと納税でありますが、ふるさと納税は、税の再配分機能として、このようなやり 方で本当に適切なのかといった御意見もあります。

一方で、この制度ができ、15年が経過し、国民の中でも浸透している現状を考えると、この制度をどう活用し、地域振興に役立てる必要もあるものと考えます。

しかし、小規模自治体では、限られた担当者で担っているところもあり、そのノウハウも限られているのが現状なのです。

道は、このような自治体に寄り添い、課題を把握しながらしっかり対応することを指摘させていただきます。

次に、水道事業の運営についてでありますが、規模の小さい水道事業は、特に厳しい状況であるとの認識を示されましたが、今後さらなる人口減少により、さらに厳しくなることは必至であります。だからこそ、私は、給水人口密度に応じて、交付税の算定基礎に入れるべきとの提案をしているのです。

ぜひ、そのことを御理解いただき、過疎が著しい県の知事や市長会、町村会にも働きかけ、このような動きをつくるべきことを指摘させていただきます。

次に、観光振興税について質問をします。

懇談会や観光振興税の導入を予定している市町村から、道が新税を導入するのであれば、まずは使途を明確にすべきとの御意見を伺いながら、使途を明らかにする時期等を質問しましたが、 残念ながら、早急に整理しと、具体的時期の明言は避けられました。

道民が注目しているのは、何に使うのかといった使途なのであります。使途を明確にし、その対策のためにどれぐらいの税額が必要で、それを誰に負担してもらうのか、これが新税導入の流れではないでしょうか。

使途が不明確で、財源ありきでは、道民や旅行者の理解も得られません。使途について一日も早く明確にするよう指摘をさせていただきます。

また、9月14日の懇談会では、新税の負担額として、宿泊料金に応じて100円から500円を徴収

するとのたたき台を提示しました。このことに、観光振興税を予定している市町村からは、たた き台に新税を上乗せされれば、宿泊者の負担が増す上に、市町村でばらつきがあり、分かりにく いとの指摘がされています。

また、全国で唯一、県税と市町村税が同時に課税されている先行事例として、福岡方式も選択 肢の一つではないかといった意見も出されていると伺っています。このような意見に対し、道と してどう対応しようとしているのか、見解を伺います。

最後に、鉄路の存続についてです。

まず、総括的検証については、国が監督命令を出した際には、コロナによってこのような行動制限が行われるとは想定されていません。あわせて、物価高騰もJRの経営に重くのしかかっている状況であり、3年前とは全く異なる状況に置かれていることを強く訴えなければなりません。まずは、そのことを指摘させていただきます。

次に、鉄路の維持について、本道の鉄道が有する魅力や人流はもとより、農産物を安定的に供給するといった物流も含め、ネットワークとして重要性や価値などを発信し、さらなる需要喚起を図るなど、鉄路の維持・活性化に取り組むとの答弁でありました。

鉄路というネットワークを分断してはいけないと思います。鉄路はつながって初めて鉄路としての魅力や役割を果たすことができると思っています。まずは、議論の対象となっている黄線区は存続するよう求めておきます。

今回の答弁でも、さらなる需要喚起を図ると言われましたが、北海道も沿線自治体と一緒に利用促進を図っている割には、知事が鉄路を利用したというニュースは流れてきません。

知事は、1期目の4年間で、なおみちカフェで179全ての市町村を訪問したと胸を張っておられますが、なおみちカフェで訪問した際、私の記憶では、鉄路を利用した実態はないものと思っています。

そして、昨年11月1日、黄線区でもある富良野地方をなおみちカフェで訪問されました。私は、なおみちカフェの訪問に合わせ、僅かでも鉄路を利用して利用促進に向けたPRをされると思っておりましたが、全ての区間、車での移動でありました。とても寂しく、残念に思ったことを記憶しております。

先日、輸出が止められ、影響を受けているホタテをおいしそうに食べている様子が報道されました。ぜひ、鉄路にも乗って、しっかりPRしてほしいと思います。

最後に、知事にとって鉄路とは何ですか、どんな思いを持たれていますか、そのことをお伺い し、私の再質問を終えます。(拍手)(発言する者あり)

〇議長冨原亮君 知事。

○知事鈴木直道君(登壇)北口議員の再質問にお答えいたします。

最初に、観光振興を目的とした新税についてでありますが、先日開催した懇談会では、オブザーバーとして御参加いただいた札幌市から、県と政令市の双方が宿泊税を導入している福岡の事例も選択肢の一つではないかといった御発言がありました。

道としては、道と市町村が、それぞれの行政需要や役割分担を踏まえた使途、税制度の検討を 進めながら、北海道全体として望ましい税の在り方となることが必要と考えており、今後、市町 村と十分な調整を図ってまいります。

次に、持続的な鉄道網の確立に向けた対応についてでありますが、広域分散型の本道において、鉄道網は、道民の皆様の暮らしはもとより、産業全般を支える重要な社会基盤であるとともに、インバウンドなど交流人口の一層の拡大や、農産物などの安定的な輸送手段の確保に必要な道内外を結ぶネットワークを形成するなど、本道の着実な発展につなげていく上で、引き続き、重要な役割を担っていくものであると考えております。

以上でございます。

○議長冨原亮君 北口雄幸君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩



午後2時51分開議

○議長冨原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

戸田安彦君。

〇15番戸田安彦君(登壇・拍手)(発言する者あり)自民党・道民会議、胆振地域選出の戸田安 彦でございます。(発言する者あり)

道議になる前は町長職を担っておりましたので、その経験を生かして、北海道、そして市町村の連携がさらに深まるよう、尽力をしていきたいと考えております。(発言する者あり)

今日は、傍聴席に、白老から、大塩町長をはじめ、町民の方々も傍聴に来ていただいております。地域課題、そして、この道議会に関心を持っていただき、誠にありがとうございます。感謝を申し上げます。(発言する者あり)

それでは、通告に従いまして、質問いたします。

最初に、胆振東部地震から5年、復旧、復興についてであります。

2018年9月6日、午前3時7分、胆振地方中東部を震源に発生したマグニチュード6.7の地震で、厚真町で最大震度7を観測しました。

この地震で、山腹で広範囲にわたる土砂崩れが起き、巻き込まれて犠牲になった人のほか、関連死も含めて、道内5市町で合計44人の方がお亡くなりになりました。発生直後に北海道電力管内全域で停電し、産業やインフラにも大きな影響をもたらしました。

今月で胆振東部地震から5年を迎えたところです。震度7を観測した地震では、厚真町、安平町、むかわ町などに大きな被害が出ました。

北海道の支援もあり、インフラ復旧は進んでいるのも確かですが、この5年の間に、新型コロナウイルスの感染拡大で住民同士が触れ合う機会が大幅に制限されたため、被災者の心のケアや

地域コミュニティーの再生が課題となっています。

また、森林の復旧は、今年3月時点で対象面積の約2割にとどまっていますが、これは人里に近い地域から森林再生を進めていますので、今後は、胆振東部地震森林再生実施計画にのっとり、進んでいくものと期待をしています。

そこで、この5年間の総括と今後の取組について伺います。

あわせて、復旧、復興が順調に進んでいるとはいえ、林務や土木などの専門家や技術職の派遣継続、並びに、復興関連事業として、地域づくり総合交付金などの支援策について所見を伺います。

また、国では、国土交通省緊急災害対策派遣隊、通称・TEC-FORCEという仕組みがあります。

TEC-FORCEとは、大規模な自然災害が発生した場合に開発局などから派遣され、被害 状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧などに取り組み、地方公共団 体を支援する取組であります。

胆振東部地震のときも、このTEC-FORCEにより復旧作業が進み、被災地から、本当に 助かったという声を聞いております。

道においても、大規模災害の発生時には、こうした開発局をはじめとする関係機関が保有する 人材や資機材等を最大限活用し、被災した市町村に対する応急対策などの支援をしっかりと実施 すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、観光立国・北海道の再構築についてですが、国の水際対策の段階的な緩和により、本年 9月時点で、週77便となる、韓国をはじめ、台湾や香港など7か国から直行便が再開したことな どで、令和4年度第4四半期の訪日外国人来道者数は、コロナ前の令和元年度と比較して約9割 まで回復してきています。

3年以上もの期間、新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい業況に置かれた観光産業でありましたが、現在は、道内外からの旅行客が回復に向け動き出し、北海道の魅力が改めて認識されているところであります。

日本は、世界国際フォーラムが発表した2021年版観光魅力度ランキングで初めて世界で1位を 獲得しました。また、国内での、観光に行きたい都道府県ランキングでは、北海道が14年連続し て1位となり、大変喜ばしい結果で、北海道のブランドの強さが多くの指標で高い評価を得まし た。

今後は、コロナ禍を経て変化した旅行者ニーズなども踏まえながら、アジアはもとより、欧米などをターゲットとした戦略的なプロモーションなどを通じて、新たなインバウンドの取組を進めていかなければなりません。

また、本道の強みを生かしたケアツーリズムやワインツーリズムの推進、アドベンチャートラベルに代表される観光の高付加価値に向けた取組などを推進していくとありますが、観光立国・ 北海道の再構築に向けた今後の取組内容などについて伺います。 また、インバウンドの観光客増加に伴う受入れ体制についてですが、インバウンドの増加に伴い、宿泊業をはじめとする観光関連事業者の働き手不足や、団体ツアー造成に必要な2次交通の確保に向けての対策が必要との声を聞いております。

インバウンドの受入れについては、様々な課題や苦情があると承知しています。例えば、観光のルールやマナー違反、いわゆる観光公害 — オーバーツーリズムは、今後増えていくという話も聞いています。

インバウンドの受入れ体制の整備に対する道の認識と今後の取組について伺います。

次に、北海道の文化についてですが、本道には、多くの歴史があり、文化があります。

今定例会初日にも、議場コンサートとして、松前神楽北海道連合保存会の神職の皆様がすばらしい伝統の舞を披露いたしました。

8月には、鈴木知事も参加されました北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録2周年記念として、「北の縄文世界と国宝」開催記念シンポジウムが行われ、縄文遺跡群の価値や縄文文化の魅力が発信されました。その中で、北海道の文化という資源を観光につなげていけばいいとの発言もありました。

私の地元には、「未来につなげたい、胆振の宝物。」と題して、北海道いぶり五大遺産という ものがあります。

一つ目に、いぶり地形地質遺産の洞爺湖有珠山ジオパーク、二つ目に、いぶり文化遺産のアイヌ文化、三つ目に、いぶり歴史遺産の縄文遺跡群、四つ目に、いぶり古代遺産のむかわ竜、そして、五つ目に、いぶり産業遺産の「炭鉄港」で、それぞれが北海道の中の歴史であり、文化であります。知事も御承知のとおりだと思います。

今回は、その中から、アイヌ文化とむかわ竜について質問いたします。

まずは、アイヌ文化についてですが、令和元年5月には、アイヌの人たちが先住民族であるとの認識を示した、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律が施行され、道としても、同年10月、アイヌ施策推進法の規定に基づく、北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針を策定しました。

こうした中、令和3年3月に北海道アイヌ政策推進方策を策定し、推進方策の目指す姿として、アイヌの人たちが先住民族であるとの認識を示したアイヌ施策推進法の趣旨に鑑み、未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することにより、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができるよう考えを示しました。

また、その推進に当たっては、国、道、市町村はもとより、北海道アイヌ協会やアイヌ民族文化財団など関係団体や、アイヌ文化等を応援する企業が果たす役割は非常に重要であり、全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という目標を共有し、一体となって推進していくとあります。

2020年に、ウポポイが、アイヌのナショナルセンターとしてアイヌ文化の復興・創造等の拠点としてオープンしました。これからがスタートであります。

ただ、全道各地域でのアイヌ文化継承等の課題があるのも事実です。アイヌの方々も高齢化を 迎え、早急に対策をしなければなりません。

この地に暮らし、アイヌ文化を守り、今日の繁栄と基盤をつくり上げた先人の幾多の労苦と偉業をしのび、長老の男性 —— エカシ、長老の女性 —— フチの先達を尊重することはもちろん、その一方で、アイヌの若い世代が誇りを持ち、歴史や文化を継承できる環境づくりも必要と考えます。

そこで、各地でのアイヌ文化の保存、伝承の継承及び発展について、道としての役割と今後の 取組を伺います。

また、今年度は実態調査を行う年ですが、将来に向けた実態調査になることを期待しますので、その内容について伺います。

むかわ竜についてですが、北海道は、多くの化石が発掘される恐竜・化石大陸です。

むかわ町穂別稲里で発見されたハドロサウルス科恐竜化石、通称・むかわ竜は、全身8メートルに及ぶ国内最大の恐竜全身骨格化石であり、平成30年にむかわ町穂別の古生物化石群として北海道遺産に選定されるとともに、むかわ竜は、令和元年には、新属新種の恐竜であるとして、カムイサウルス・ジャポニクスという学名が認定されました。

令和6年から、小学校6年生の理科の教科書にカムイサウルス・ジャポニクスが登場するなど、教育面にも大きな影響を与えています。

さらに、恐竜と震災復興を掛け合わせる形で、むかわ町復興拠点施設等整備事業に取り組み、 日本のモデルケースになるような震災復興を目指しています。

そこで、むかわ竜をはじめ、恐竜化石を生かした道の施策について伺います。

次に、子ども応援社会の実現についてですが、国は、子どもの利益を第一に考えるこどもまんなか社会の実現に向け、子ども政策の司令塔となるこども家庭庁を4月1日に発足しました。

これまで、少子化対策といった子ども施策は、複数の府省にまたがっていましたが、多くの関連部署が移管され、こども家庭庁が子ども政策を一元的に担うよう取組を行いました。

この国の動きに鑑み、道は、6月30日付で立ち上げた庁内横断組織、北海道こども政策推進本部では、鈴木知事が本部長となり、この組織は、鈴木道政2期目の看板政策、子ども応援社会の実現を推進するもので、知事は、子ども応援社会の実現に向けては、保健福祉、経済、雇用のみならず、道のあらゆる行政分野の政策を総動員して取り組む必要があると強調しました。加えて、それぞれの分野でどのような取組ができるのか、積極的に検討し、その結果を早期に取りまとめてほしいと指示されました。

先般、第2回定例道議会で可決された2期目最初の政策予算にも、子ども応援社会の推進を重 点政策に掲げております。

今後、子ども・子育て政策を進めるに当たり、若い世代が結婚や子どもを産み育てることへの 希望が持てる将来展望や、子育てしやすい社会環境をつくっていかなければなりません。

そこで、道として、国や市町村、関係機関と同じ目的に進むための今後の取組や考えを伺いま

す。

次に、北海道の空き家対策についてですが、我が会派の代表質問でもありましたが、道内各市町村では、適切に管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観、危険等の観点から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、空き家対策とその利活用は地域の重要な課題となっております。

また、少子・高齢化の進行に伴い、将来、空き家になる可能性が高い空き家予備軍の増加が懸念されております。

一方、近年では、北海道への移住希望者から空き家の問合せが急増している反面、紹介できる 空き家が少なく、マッチングに至らないケースがあると捉えており、空き家予備軍も含めた対応 が望まれるところです。

また、空き家対策の主体となる市町村における取組状況等の調査では、所有者等の意識の低さ、人員、予算や専門的知識の不足、専門家との連携も課題と認識されており、市町村の現場では対応に苦慮されております。

道の空き家等対策に関する取組方針の中では、道の役割として、市町村の支援、広域自治体としての役割、国や関係団体等との調整、連携とあり、こうした空き家対策に苦慮している市町村に対する道の役割がますます重要になってくるものと考えますが、空き家予備軍も含め、空き家対策に今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、ほっかいどう応援団会議についてですが、鈴木知事の公約のほっかいどう応援団会議について、道では、その推進手法の一つとして、ほっかいどう応援セミナーを開催しています。

知事の1期目の期間では、コロナ禍の影響もあり、オンライン開催など、思いどおりには開催できませんでしたが、応援セミナーは、本道にゆかりのある企業、団体等を対象に、知事や道内市町村長が北海道の魅力のPRや応援を求める取組のプレゼンテーションを行うとともに、応援団会議への参加を呼びかけるプロモーション、さらには、地域の魅力発信を行える場を設けるなど、さらなる連携事業の創出を目指すものであります。

私も、白老町長時代に、知事と一緒に地域の魅力や取組についてプレゼンテーションしましたが、こうした取組は、市町村単独での開催は困難であるとともに、首都圏の企業とのつながりを深めることができる数少ない機会であり、非常に有意義なものだと感じたところであります。

また、先日の総合政策委員会でも報告されていましたが、今月5日には、新たに道庁内に官民 交流サロンを開設したものと承知しており、これまで以上に道内の首長の皆様との連携を強化し ながら取り組んでほしいと期待しています。

今年のほっかいどう応援セミナーの開催については、既にプロポーザルが実施され、業務委託が決定しているものと思いますが、今年度、応援団第二章として、具体的に応援団会議の取組をどのように進め、応援の輪を広げていこうとしているのか、また、地域おこし協力隊を強力な応援団にとありますが、本道の強力な応援団である地域おこし協力隊の隊員の方々に存分に力を発揮していただくため、どのように取り組むのか、伺います。

最後に、再犯防止対策の推進についてであります。

近年、刑法犯検挙人員の約半数が再犯者となっている現状を踏まえると、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会を構築していくためには、犯罪の予防に加え、犯罪や非行をした人が地域社会において孤立することなく、その一員として地域に定着できるよう支援し、犯罪の繰り返しをなくす再犯防止の取組が極めて重要です。

こうした状況を踏まえ、国は、平成28年に、いわゆる再犯防止推進法、同29年に推進計画を策定しており、道においても、令和3年に、法に基づく地方計画を策定し、取組が進められている中、本年3月、国は、これまでの計画を見直しし、第2次計画を策定しました。

その主な改定内容として、国は、地方との役割分担を明確にし、地方公共団体に、より主体的、積極的な取組を求めており、都道府県に対しては、広域自治体として、市町村計画の策定などに必要な支援を行う役割を示し、その支援に対する財政措置として、本年度から新たに補助事業を、また、保護司の方々の活動に充実した支援が得られるよう、地方公共団体に働きかけるとしています。

国の第2次計画を踏まえ、新たな補助制度を活用するなど、道として再犯防止の取組を主体的かつ積極的に進めるべきと考えますが、知事の見解を伺い、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

- 〇議長冨原亮君 知事鈴木直道君。
- ○知事鈴木直道君(登壇)戸田議員の質問にお答えいたします。

最初に、胆振東部地震に関し、復旧、復興に向けた今後の取組などについてでありますが、道では、復旧・復興方針に基づき、地震災害からの一日も早い復興とその先の地方創生に向けた取組を進めてきたところであり、関係者の皆様の御尽力により、恒久的な住まいへの住み替えや、インフラ、農地などの復旧がおおむね完了する中、エネルギーの地産地消や義務教育学校の開校など、未来に向けた新たな取組も展開をされております。

一方で、森林の再生や被災者の方々の心のケアなど、地域の皆様の不安や課題を丁寧に受け止めながら、継続して取り組んでいくことが必要な課題もありますことから、道としては、今後とも、地域の実情やニーズを伺いながら、被災町の復興を後押しするため、地域づくり総合交付金や職員派遣による支援を行うとともに、国や関係機関とも連携を図りながら、被災地の皆様が将来にわたり安心して暮らしていけるよう取り組んでまいります。

次に、観光立国・北海道の再構築に向けた取組についてでありますが、本道観光が世界的な観光需要回復の波を着実に捉え、再び力強く成長していくためには、コロナ禍を経て、一層、高度化、多様化するニーズを踏まえた取組を通じ、観光の高付加価値化を進め、観光消費の拡大につなげていくことが重要であります。

このため、道としては、ワインや癒やし、縄文文化やウポポイなどアイヌ文化といった本道の 強みに着目し、道内各地の観光資源を効果的に組み合わせた付加価値の高い観光地づくりを進め るほか、先般開催されたアドベンチャートラベル・ワールドサミットの成果を踏まえ、高い要求 レベルに応えられるツアー商品の造成や国際的にも評価されるガイドの育成など、アドベンチャートラベルの普及拡大に向けた取組とともに、マーケティングに基づく戦略的なプロモーションを観光地づくりと一体的に展開するなど、観光振興機構をはじめ、市町村や事業者の皆様と一層の連携を図りながら、観光立国・北海道の再構築に向けた取組を進めてまいります。

次に、ほっかいどう応援団会議についてでありますが、道では、地域課題の解決に向け、応援 団会議を立ち上げ、地域の支援ニーズと企業等の応援ニーズとのマッチングを通じ、官民連携の 取組を促進してきたところであり、今後は、地域づくりの重要な担い手である協力隊の方々をは じめ、多様な主体に参画いただきながら、取組の内容を充実させていくことが重要であります。

今年度は、こうした考えに基づき、マッチングの強化に向け、交流の場として道庁内に官民交流サロンを設置するとともに、地域の支援ニーズをまとめたガイドブックを作成、発信するほか、この秋以降、札幌、東京のほか、4年ぶりに大阪で応援セミナーを開催するなど、積極的に取組を進めてまいります。

また、協力隊の方々に向けては、募集情報の一元的な発信や各種相談へのワンストップ対応、 さらには、起業、就業の支援など、募集から任期終了までの各段階で支援強化に取り組んでまい ります。

私としては、こうした新たな取組を通じ、様々な主体の参画の下、つながりを力に変えるを合い言葉に、具体の取組実績を積み上げ、地域の活性化につなげてまいります。

最後に、再犯防止の推進についてでありますが、犯罪や非行をした人は、貧困や疾病、厳しい 生育環境など、様々な生きづらさを抱えている場合も多く、こうした行為を繰り返さないために は、社会において孤立することなく、その一員として地域に定着できるよう支援していくことが 必要であります。

道では、令和3年に策定した再犯防止推進計画に基づき、就労、住居の確保や、保健・医療・福祉サービスの利用促進、広報啓発活動などに、国や関係機関・団体などと連携して取り組んできたところであります。

道としては、国の2次計画で新たに示された都道府県の役割も踏まえ、市町村計画の策定支援 や保護司による生活環境の調整など、民間協力者の円滑な活動に資する取組の検討を進め、引き 続き、関係機関と連携し、刑を終えた人などの立ち直りを地域全体で支える社会づくりに取り組 み、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の構築に努めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

- ○議長冨原亮君 総務部危機管理監古岡昇君。
- ○総務部危機管理監古岡昇君(登壇)災害発生時における市町村への支援についてでございますが、大規模な災害が万が一発生した場合には、被災状況を迅速に把握し、道や道警察、自衛隊、TEC-FORCEを有する北海道開発局など防災関係機関が総力を結集して、道民の皆様の生命や財産を守ることが重要であると考えてございます。

このため、道では、有事の際に防災関係機関と円滑な連携が可能となるよう、各機関が有する 資機材等を用いて、毎年、共同で北海道防災総合訓練を実施し、災害対応力の強化を図っており ますほか、災害時の応援・受援マニュアルを策定し、被災市町村の避難所運営や公共土木施設の 応急対策などへの道職員の派遣を行うこととしてございます。

道といたしましては、今後とも、北海道開発局などの防災関係機関と日頃から顔の見える関係 を構築し、実践的な訓練を積み重ねるなど緊密に連携しながら、市町村への支援体制の充実強化 に取り組んでまいります。

〇議長冨原亮君 経済部観光振興監槇信彦君。

〇経済部観光振興監槇信彦君(登壇)外国人観光客の受入れ体制の整備についてでありますが、 新型コロナウイルス感染症の水際対策の終了や海外との直行便再開などにより、インバウンド需 要の本格的な回復が進む中、こうした需要を確実に取り込むためには、宿泊や交通など観光関連 産業における人材確保や、移動の利便性向上、さらにはオーバーツーリズムへの対応など、受入 れ体制の強化を図っていくことが重要と考えております。

このため、道では、観光振興機構等と連携し、新規雇用や就業者の職場定着に向けた取組のほか、路線バスなど公共交通における時刻表や運賃のオープンデータ化、地域のDMO等が行う2次交通の機能強化に向けた取組への支援、外国人観光客向けの多言語によるマナーガイドの作成、普及など、各般の取組を進めており、今後、これらの施策の実績や効果などを十分把握しながら、外国人を含む観光客の皆様の受入れ体制の一層の充実に向け、機構をはじめ、市町村や関係団体と一体となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長冨原亮君 環境生活部アイヌ政策監相田俊一君。

○環境生活部アイヌ政策監相田俊一君(登壇)アイヌ文化の振興等についてでございますが、アイヌ文化は、民族としてのアイデンティティーの基盤でございまして、復興はもとより、次世代に継承し、将来に向けて創造、発展していくべきものと考えております。

このため、道では、全道各地の保存会と連携をしたアイヌ舞踊の継承や、道内の高校等におけるアイヌ工芸家による出前講座の実施など、将来に向け、担い手の育成に取り組み、各地域の文化の保存や伝承に努めるとともに、それらを情報発信し、取組をPRすることが重要と考えてございまして、さきに開催をされましたG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合やアドベンチャートラベル・ワールドサミットの場でのアイヌ舞踊の披露や展示、さらには、来年1月からは、首都圏でのアンテナショップの開設や空港でのPRなどにより、海外、道外へアイヌ文化を発信し、ウポポイをはじめ、道内各地のアイヌ関連施設への誘客促進と、各地域における活動の活性化と文化振興の基盤づくりを進めているところでございます。

また、北海道アイヌ生活実態調査につきましては、昭和47年からこれまで8回実施をしており、今年度におきましては、本年4月に有識者検討会議を設置し、調査方法や調査内容の検討を行ったところでございます。

調査に当たりましては、アイヌの方々が居住する市町村ごとに事前説明会を行い、市町村やアイヌの団体の意見を伺うなど、多くのアイヌの方々の声が反映されるよう実施をし、結果を年度内をめどに取りまとめることとしてございます。

道といたしましては、この調査を通じ、アイヌの方々を取り巻く社会状況の変化や生活の実態などを把握し、アイヌ政策の推進に最大限活用してまいります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 総合政策部地域振興監菅原裕之君。
- ○総合政策部地域振興監管原裕之君(登壇)北海道の文化に関し、恐竜化石の活用に向けた取組についてでございますが、道では、むかわ竜をはじめ、全道各地で発掘されている恐竜化石を活用した地域の活性化に向け、ネットワーク研究会を立ち上げ、情報発信や市町の連携を図りますとともに、PRイベントの開催や、マップ、カレンダーなどによる普及啓発を行ってきたほか、来年2月には、首都圏で恐竜・化石ほっかいどう展を開催するなど、その価値や魅力を発信してきているところでございます。

道といたしましては、恐竜化石が持つ地域資源としての潜在力を生かし、特色ある地域づくりや教育、観光振興など、様々な分野で活用することにより、地域に人を呼び込み、活力につなげる取組を進めますとともに、むかわ町の震災復興の実現と地方創生の推進に資するよう、発掘現場の保全、活用や、人材の育成、情報発信などの取組に引き続き支援を行ってまいります。

以上でございます。

- ○議長冨原亮君 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。
- **〇保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君**(登壇)子ども応援社会の実現に関し、子ども 施策の推進についてでございますが、本道の少子化は、全国を上回る速さで進行しておりまして、その要因といたしまして、若い世代の仕事と子育ての両立や育児への負担感など、様々な背景が複雑に重なり合って生じていると考えているところでございます。

こうした中、道では、子どもを産み育てたいと希望する若い世代の方々が将来展望を描けるよう、子ども・子育てに優しい社会づくりを進めていくため、道独自のこどもファスト・トラックや、国が進めるこどもまんなか応援サポーターの拡大などに取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、今後とも、国のこども大綱の検討状況などを注視しながら、創意工夫を 凝らし、独自の取組を進める市町村や関係機関等と十分に連携を図り、地域のニーズに即した子 育て支援の施策を充実し、希望する方々が安心して子どもを産み育てることができるよう、子ど も応援社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

- ○議長冨原亮君 建設部建築企画監細谷俊人君。
- **〇建設部建築企画監細谷俊人君**(登壇)空き家対策についてでありますが、道では、これまで、 空き家等対策に関する取組方針に基づき、全道を対象といたしました北海道空き家情報バンクの

運営や、建築士などの専門家によります相談会の開催のほか、市町村支援のための手引を作成するなど、空き家の解消に向け取り組んできたところでございます。

こうした中、本年6月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されましたことから、 道といたしましては、今年度中に取組方針を見直すとともに、手引の改訂や新たな制度に関する 研修会の開催など、市町村支援に取り組むほか、空き家の未然防止に向けましては、所有者等を 対象といたしましたガイドブックを改訂し、空き家の様々なリスクに対する事前の備えの大切さ などを周知することに加えまして、住み替えを予定されている方々にも情報バンクへの登録を促 すなど、空き家対策をさらに強化し、道民の皆様が安心して暮らし続けることができる地域づく りを進めてまいります。

〇議長冨原亮君 戸田安彦君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩



午後3時31分開議

○議長冨原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

新沼透君。

〇68番新沼透君(登壇・拍手) (発言する者あり) 通告に従い、順次質問いたします。

初めに、圏域政策と地域における基盤整備について伺います。

私は、これまで、平成28年3定、平成30年1定、令和3年3定議会において、圏域政策と人口減少問題を中心に議論を行い、特に精緻な人口分析と圏域ごとの人口減少対策の必要性について質疑を行ってまいりました。

質疑の成果として、人口分析につきましては、北海道人口ビジョンにオープンデータが作成され、年齢別、男女別、転出入人口などの道全体の分析のほか、振興局や市町村別の分析が実施されるなど、担当部局の努力に敬意を表します。

あとは、各部局や振興局が、施策の見直しや新規施策事業の立案に向けて、これらデータをど う活用していくかが重要と考えますので、これらについては、各部の施策事業を議論する際、別 途留意してまいりたいと考えております。

今回、特にお聞きしたいのは、圏域ごとにおける人口減少対策です。

以下、伺ってまいります。

過去の質疑においても、圏域内の中核都市等による域内の人口を防止するダム効果が極めて重要であると述べてきました。

ここである程度人口流出を防ぐと、圏域内の活力が維持でき、将来的には流出した人が元の市町村に回帰する可能性があります。

しかしながら、人口流出が道央都市圏あるいは道外に流出した場合、以前居住していた圏域に

回帰する可能性は極めて小さくなるものと考えます。

そこで、過去10年間で、道央圏を除き、圏域内の人口流出を一番高く受け止めている中核都市等と、逆に一番低い中核都市等の状況について伺います。

また、道として、中核都市のダム機能の維持に向けて、これまでどのような取組を行ってきた のか、併せて伺います。

人口減少については、回避できない現象だから、そこには手の打ちようがないという話をよく 聞きます。私は、やみくもに人口減少対策を打てと言っているわけではなく、戦略的な人口減少 対策が必要と考えます。

中でも、中核都市のダム機能の維持は重要と考えますが、その機能が十分に働いておらず、依然として、札幌への人口一極集中は抑制されていない状況です。

札幌一極集中に対する認識と取組について伺います。

国においては、現在、第9期の北海道総合開発計画の策定作業を進めていますが、今月15日に示された計画部会報告では、北海道の人口減少は全国に先行して進んでおり、特に地方部における人口減少は著しく、2050年には、現在、人が住んでいる地域のうち、約43%が無人化するおそれがあるとの見通しとともに、北海道の地方部は、農業、漁業に係る生産を支え、観光資源を提供するという重要な役割を果たしており、交通ネットワークの整備等のリアルを支えるインフラが不可欠であるとされています。

北海道開発をめぐっては、1950年に最初の北海道総合開発計画が策定されて以降、公共事業における国費率のかさ上げや、他の都府県では補助事業とされる事業を国が直轄で実施するといった北海道の枠組みを通じて、多種多様な公共事業を実施し、道民生活の向上と国への貢献につなげてきたという歴史があります。

道においても、現在、道政の基本的な方向を示す新たな総合計画を策定しているところですが、先般示された骨子案では、北海道の将来展望として、人口減少と高齢化の進行により、医療、福祉、商業、交通などの都市機能や生活機能の維持、経済規模の縮小や地域活力の低下が懸念されています。

新たな総合計画の策定に当たっては、先行して検討が進む国の第9期計画の内容、さらには、 北海道開発の意義を踏まえながら、地域の暮らしや産業を支える基盤の整備に着実に取り組んで いくことを明確に位置づける必要があると考えますが、所見を伺います。

次期計画に向けた人口減少問題対策の提案として、勝手に名前をつけて恐縮ですが、激甚人口減少特別地域を設定し、道税の軽減、道補助のかさ上げなど、先ほど述べた国の北海道開発特例のような措置を検討するなど、抜本的な人口減少対策を打ち出すべきと考えます。

人口減少は様々な要因により生じるものであり、今後、対策の検討に当たっては、これまでの 取組を検証した上で、実効性ある対策を講じるべきと考えますが、今後の人口減少対策に向け、 どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、航空政策について伺います。

私は、これまで、北海道が持続的に発展していくためには、航空ネットワークの充実強化を求めていくことが重要との観点で、道の取組などについて、道議会の場において議論を重ねてきました。

道では、平成30年3月に策定した北海道航空ネットワークビジョンにおいて、札幌圏と道内の 空港を結ぶ路線の拡充を掲げ、コロナ禍にあっても、令和2年に丘珠一女満別線、令和3年に丘 珠一奥尻線が開設されるなど、ビジョンに基づいた取組が進められてきたものと承知しておりま す。

こうした中、道が出資している北海道エアシステムが、来月下旬から丘珠-中標津線を就航すると公表しております。札幌圏から中標津へは、既に新千歳から就航しているANAと合わせて、1日5便となることから、根室地域の住民の方々の利便性につながると期待しており、大変喜ばしいことです。

道をはじめとする関係者の御尽力には敬意を表するものですが、コロナ禍が明け、多くの人々が日常を取り戻し、航空需要も回復傾向にある中、医療や帰省、ビジネスなどといった道民生活に直結する社会インフラとして、札幌圏をダイレクトに結ぶ航空ネットワークは、今後もさらに充実させていく必要があると考えます。

そもそも、道のビジョンは、将来にわたり北海道のネットワークを持続的に発展させていくため、航空会社や空港ビル会社、2次交通事業者、行政、経済団体、道民など多様な主体が将来像を共有し、それぞれが連携協働した取組を進めていくために策定されたものであり、札幌圏からの道内航空路線の充実を図るためには、まさに、ビジョンの策定趣旨にあるとおり、多様な主体が連携協働し、取組を進めていく必要があるものと考えています。

そこで伺いますが、現在、直行便のない丘珠-紋別線の就航など、札幌圏と道内空港を結ぶ路 線のさらなる充実に向けて、道としてどのように関係機関等と連携協働し、取組を進めていく考 えなのか、伺います。

次に、道立オホーツク流氷科学センターについて伺います。

道立オホーツク流氷科学センターは、流氷などに関する科学的知識の普及と、流氷に象徴されるオホーツク圏域の自然と生活文化に対する理解を深めることを目指し、平成3年2月に設置されました。

平成29年には、全天周映像設備がデジタル化され、プラネタリウムとしての利用が可能となるなど、活用の幅が広がりましたが、常設展示に関しては、開設以来、展示及び機器類の更新は一度も行われておらず、映像や写真などの展示資料の老朽化や機器類の不具合などが発生しており、来館者からも内容の古さや故障の改修を希望する声があるなど、施設としての魅力が低下している状況にあります。地元からは毎年要望しているものの、いまだに実現していません。

国立科学博物館では、標本の収集、保管のための資金を補うため、クラウドファンディングで 2週間余りで7億円を超える資金を集めています。

道としても、予算の制約があることは承知していますが、こうした手法を参考にして、流氷を

はじめとする地球環境、気候変動に関する学習、教育及び情報発信を担う拠点施設として機能を 一層発揮していくことができるよう、常設展示ゾーンのリニューアルについて検討すべきと考え ますが、知事の見解を伺います。

次に、看護職員の確保について伺います。

広大な面積を持つ本道では、それぞれの地域、自治体が大変な苦労をしながら医療提供体制の 確保に努めておりますが、中でも、医師や看護職員の確保は、医療の根幹に関わる大きな課題で あり、道においても様々な対策を行っていると承知しています。

私の地元・西紋別地域では、将来の人口減少や医療ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう、 この10月から、道内で3か所目の地域医療連携推進法人となるオホーツク西紋医療ケアネットワ ークが発足する運びとなっています。

紋別市、興部町、雄武町、滝上町、西興部村の5市町村と、広域紋別病院を中心に、各町村立 の病院、診療所のほか、民間医療機関も参加して、地域を挙げて医療の確保に取り組むこととし ています。

また、地域では、看護職員の不足が深刻な状況にあり、遠紋圏域唯一の看護師養成学校である道立紋別高等看護学院には、看護師確保の上で大きな期待が寄せられているところであります。

このため、ふるさと納税を活用し、紋別市が老朽化した学院の校舎と学生寮の移転新築工事を 行っているところであり、来年のオープンを心待ちにしているところであります。

少子化が著しい地方においては、校舎や寮が新しくなったからといって、すぐに入学生が増えるということは難しいかもしれませんが、地元の養成校を卒業した看護師に地元で就業してもらうことが重要と考えております。

そこで伺いますが、道では、地域の看護職員の不足の状況をどのように認識し、今後、看護職員の養成を含め、どのように看護職員確保に取り組んでいくのか、伺います。

次に、中国の輸入停止による道内水産物への影響について伺います。

8月24日、東京電力は、国の決定に基づき、ALPS処理水の海洋放出を開始し、これを受けて、中国では、同日、日本産水産物の輸入を全面的に暫定的に停止すると発表しました。

2022年の道産水産物の輸出状況について、道内港からの水産物輸出金額は833億円であります。そのうち、中国への輸出金額は531億円と、全体の約64%を占めており、主な魚種は、ホタテが447億円、ナマコが37億円となっています。道内港からの輸出の半分以上を占める中国が輸入を停止した影響は計り知れません。

私の地元からも中国に向けた冷凍両貝ホタテの輸出が盛んに行われており、紋別港における令和4年8月から12月の冷凍両貝ホタテの輸出実績は、1526トン、約9億2500万円であり、輸入停止が継続すれば、同等の影響が見込まれることから、早急な対策が必要と考えます。

地元では、自社冷蔵庫はもとより、営業冷蔵庫も飽和状態に近くなりつつあり、冷蔵庫の確保が大きな課題になっています。生産現場では、漁獲制限をせざるを得ない状況に追い込まれているところもあります。

【令和5年(2023年)9月26日(火曜日) 第6号】

国では、総額約1000億円の政策パッケージを打ち出し、全国の水産業支援に万全を期すとしていますが、現時点においては詳細な支援内容が判然としないため、漁業者や水産加工業者などの方々は不安な日々を送っています。

国に対し、政策パッケージの早期実行を働きかけるとともに、必要に応じてさらなる支援を求めるべきと考えます。

また、漁業者や流通・加工業者が被る損失の全てに対し、国が責任を持って対応するよう、国 に強力に働きかけるべきと考えますが、道の所見を伺います。

中国の輸入停止措置によって、国内での消費拡大と、中国に代わる他国への輸出への取組をスピード感を持って臨むことが必要となりますが、特に、国が行う風評影響対策事業として、学校 給食などへの水産物提供については、国内消費の拡大にとってとても有効であります。

道が前面に立って、全道の学校に対して提供すべきと思いますが、所見を伺います。

最後に、酪農対策について伺います。

経営費の約40%を占める配合飼料の価格は、令和2年から急激に値上がりし、令和5年度には3年前に比べて1.5倍の価格で推移しており、酪農経営を圧迫しています。

さらに、酪農家にとって副収入となる乳用雄子牛も、この飼料価格の高騰によって需要が減少 し、販売価格は、3年前の1頭当たり約10万円から5万円へと半減しています。

さらに、猛暑などの影響により生乳生産量は減産傾向にあり、収入は減少、支出は増加という 厳しい経営状況が3年にわたって続いています。

そのような中、本年8月から飲用乳価がキロ当たり10円値上げするなど、動きがありましたが、販売価格も上昇するため、販売動向には注意が必要です。

酪農は、酪農家のみならず、ミルクローリーや飼料運搬車の運転業務、乳業工場、酪農へルパーなど多くの関連会社などで構成されている裾野の広い産業であり、酪農家の減少は、地域の衰退に直結してしまいます。

酪農家数の維持を図るためには、大宗を占める家族経営の酪農家がしっかり所得を確保することができることが重要と考えますが、以下、数点お伺いいたします。

まず、酪農家の離農が高い比率で続いておりますが、この酪農危機によってさらに離農が増えることが容易に予想されます。

過去5年程度、離農の傾向と家族経営の体質強化に向けた取組、これらを踏まえた課題について伺います。

次に、国産チーズの振興についてですが、現状において、牛乳・乳製品の消費拡大が酪農振興 に最も重要だと考えます。

乳製品の中でも、チーズは、今後も消費の伸びが期待されると思いますが、道内のチーズ工房 数の推移を伺うとともに、今後の道産チーズの消費拡大に向けた取組について伺います。

以上、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

〇議長冨原亮君 知事鈴木直道君。

〇知事鈴木直道君(登壇)新沼議員の質問にお答えいたします。

最初に、総合計画における社会資本の整備についてでありますが、道路や河川、農林水産業の 基盤といった社会資本の整備は、本道の産業活動や暮らしを支え、地域の発展に寄与するととも に、自然災害から道民の皆様の生命、財産を守る重要な役割を果たしており、道では、現行の総 合計画においても政策の柱の一つに位置づけ、取組を進めてまいりました。

道としては、新たな総合計画の策定に当たっては、成長や潜在力の発揮、重要課題への対応、各地域の発展といった三つの視点を基本に、政策展開の方向性を具体的に検討しているところであり、引き続き、社会資本整備の果たす役割の重要性に鑑み、今年度中に策定される国の第9期総合開発計画の内容も踏まえ、市町村をはじめ、地域住民の皆様方から御意見を伺いながら、計画の素案を取りまとめてまいります。

次に、人口減少対策についてでありますが、人口減少問題は、幅広い分野にわたり粘り強く取り組んでいくことが重要であり、これまで、子育て環境の充実や、地域特性を生かした雇用の創出、地域への愛着の醸成、さらには、関係人口の創出、拡大や、移住、定住の促進といった様々な取組を展開してきたところであります。

今後、見直しを進める次期戦略の策定に当たっては、本道の実態を踏まえた人口減少の要因分析を行うとともに、現行戦略の検証や次期戦略の方向性などについて、各分野の代表や有識者、地域の皆様の声もお伺いすることとしております。

道としては、こうした検証なども踏まえ、本道の強みや潜在力を最大限生かした施策を重点的に展開することにより、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な人口減少対策の推進が図られるよう取り組んでまいります。

次に、看護職員の確保についてでありますが、本道においては、大規模な病院が集中している 都市部に多くの看護職員が就業する傾向にあり、地域偏在が課題であります。

このため、道では、3か所の高等看護学院を運営するとともに、民間の看護職員養成施設の整備や運営に支援するなど、新規養成に努めているほか、ナースセンターによる無料の職業紹介や復職支援研修などの再就業の促進、また、地域偏在の是正に向け、将来、地域の医療機関等で勤務しようとする学生に対し修学資金の貸付けを行うほか、地域応援ナースの派遣などにも取り組んできたところであります。

今後も、総合保健医療協議会の御意見を伺いながら、看護教育施設協議会や看護協会などの関係機関、地元自治体などとの連携を図り、より効果的な看護職員の確保対策に取り組んでまいります。

最後に、中国による水産物の輸入停止措置への対応についてでありますが、このたびの輸入停止措置により、ホタテガイの在庫の増加や産地価格の下落といった大きな影響が生じており、国内外での消費拡大や流通・加工対策が喫緊の課題であります。

このような中、国が取りまとめた政策パッケージを活用するには、事業の審査、採択に一定の 時間を要すると考えられますことから、道では、このたび、漁業者団体が緊急的に取り組む販売 促進活動への支援に関する補正予算を提案するとともに、「食べて応援!北海道」キャンペーンとして、社員食堂で道産水産物を提供するPRなどに取り組んでいるところであります。

道としては、引き続き、現場の声を丁寧にお聞きするとともに、生産・流通・加工関係者などで構成する連絡協議会での御意見や御要望について庁内関係部局間で情報共有を図るほか、国に対し、各種支援策が本道の実情に即した形で早期に活用可能となり、関係者が被る損失の全てに対し全責任を持って対応するよう強く求めるなど、関係者の皆様が今後とも安心して事業を継続することを目指し、スピード感を持って取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 総合政策部地域振興監菅原裕之君。
- 〇総合政策部地域振興監菅原裕之君(登壇)圏域政策に関し、まず、中核都市の転出超過の状況などについてでございますが、道内の札幌市を除く中核都市5市の2013年から10年間の社会増減につきましては、1市のみが社会増で、残りの4市は全て社会減となっており、このうち、人口に占める割合で、人口の流出が最大となっている市におきましては、5%程度の社会減となっております。

道では、安心して暮らせる豊かな地域づくりを進めていくためには、都市と農山漁村、地域の中核となる都市と近隣の市町村が連携、補完して取組を進めることが重要であると考えておりまして、地域医療の維持確保や公共交通の利用促進、防災体制の充実などに対し、地域づくり総合交付金による支援を行うなど、地域の特性や実情に応じた広域的な連携による取組を推進してきているところであります。

次に、札幌圏への一極集中についてでございますが、長期的に人口減少が見込まれる本道におきましては、首都圏への転出とともに、札幌圏への過度な人口集中を緩和し、地域からの人口流出を抑制することは重要であり、道では、これまで、移住の促進など、地域への人の呼び込みや定着に向けた取組を進めてきたところであります。

今後は、こうした取組に加えまして、喫緊の課題であります少子化対策はもとより、地域への 定住や定着が期待される地域おこし協力隊制度のさらなる活用のほか、デジタル産業をはじめと した企業等の誘致促進による新たな雇用の場づくりや地域の魅力発信など、市町村とも連携しな がら、住み続けたいと思える地域づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

- ○議長冨原亮君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。
- ○総合政策部交通企画監宇野稔弘君(登壇)札幌圏と道内空港を結ぶ路線についてでございますが、北海道航空ネットワークビジョンでは、本道と海外や道外を結ぶネットワークのみならず、広大な北海道内の各地域を結ぶネットワークの充実に向けまして、多様な主体が連携し、適切な役割分担の下、様々な取組を効果的、効率的に展開しているところでございます。

このため、道では、定期路線の開設につながりますよう、航空会社に対する新規就航時の支援

はもちろんのこと、チャーター便の運航支援にも取り組んできたところであり、令和4年2月には、紋別-丘珠線について、地元自治体や経済界、航空会社の連携により実現しましたチャーター便の運航に対し、支援を実施したところでございます。

道といたしましては、引き続き、航空会社や空港ビル会社のほか、市町村など地域の関係者の 方々と連携協働しながら、札幌圏と道内空港を結ぶ路線など、道内航空ネットワークの充実強化 に取り組んでまいります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 環境生活部長加納孝之君。
- **○環境生活部長加納孝之君**(登壇)オホーツク流氷科学センターについてでありますが、本施設は、実物の巨大流氷に触れていただきながら、流氷の発生メカニズムや、それによりもたらされる自然の恵みなど、大自然の神秘を学ぶことができる科学館としての役割を担っており、加えて、毎年の平均気温と流氷の漂流状況の比較など、地球温暖化やゼロカーボン等への理解を深める学習拠点としての期待も高まっているところであります。

道では、施設の老朽化等も踏まえまして、展示方法はもとより、その活用方策などにつきまして、様々な観点から検討を行うため、紋別市や庁内関係課などにより、検討の場を設置したところでありまして、こうした場を活用し、指定管理者や地元の関係者の皆様などの御意見や御協力もいただきながら、本施設の魅力の向上に取り組んでまいります。

- 〇議長冨原亮君 水産林務部長山口修司君。
- **〇水産林務部長山口修司君**(登壇)道産水産物の学校給食等への提供についてでありますが、学校給食における道産水産物の利用は、消費の拡大はもとより、子どもたちに魚を食べる機会を提供することで、魚食の普及につながる重要な取組でありますことから、道では、これまで、コロナ禍において消費が低迷しましたホタテガイやサケを提供したほか、食べやすく加工したホッケなどのフライ製品の開発に取り組む漁業者団体に支援を行ってきたところでございます。

道といたしましては、関係団体と連携し、国の政策パッケージによる支援策も活用しながら、 学校給食の食材としての利用を促進するほか、「食べて応援!北海道」キャンペーンとして、社 員食堂やふるさと納税での活用を進めるなど、道産水産物の消費拡大に積極的に取り組んでまい ります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 農政部長水戸部裕君。
- 〇農政部長水戸部裕君(登壇) 酪農振興についてでありますが、本道の酪農は、全国の生乳生産の約6割を占め、幅広い関連産業とともに、地域の雇用や経済を支える重要な役割を果たしている中で、近年の離農戸数は、高齢化や後継者不足などにより、毎年100戸程度で推移してきていますが、昨年は、飼料価格の高騰など厳しい経営環境を背景に、168戸と増加したところでございます。

このため、道では、酪農経営の大宗を占める家族経営の体質強化に向けて、後継者をはじめ、

経営を支える雇用人材など多様な担い手の育成確保はもとより、酪農ヘルパーやコントラクターなど営農支援システムの整備による労働負担の軽減のほか、ロボットなどスマート農業技術や放牧技術を活用した省力化、さらには、草地の整備改良や耕畜連携による良質な自給飼料の確保などを進めてきたところであり、今後とも、酪農家の方々が将来にわたり意欲を持って営農を続けられるよう、安定した経営環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

- ○議長冨原亮君 農政部食の安全推進監野崎直人君。
- 〇農政部食の安全推進監野崎直人君(登壇)道産チーズの消費拡大などについてでありますが、 食生活の多様化などにより、令和4年度の国民1人当たりの年間チーズ消費量は、10年前に比べ て約2割増の2.8キログラムとなるなど、年々増加し、今後も国産チーズの需要拡大が期待され る中、道内における酪農家やチーズ職人によるチーズ工房も、この10年で43か所増加し、令和4 年度では132工房となっております。

道といたしましては、地域の特色あるチーズの生産振興を図るため、チーズ工房の施設整備や機械導入の支援をはじめ、品質や衛生管理技術の向上に向けた研修会の開催など、製造技術の向上やネットワークづくりに取り組むとともに、関係機関・団体と連携をして、ナチュラルチーズフェアや料理コンクールの開催、チーズを使用した料理レシピや道産ワインとのマリアージュのSNSでの発信など、多種多様な道産チーズの魅力を国内外の消費者の皆様に積極的に提供することにより、道産チーズの一層の消費拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長冨原亮君 新沼透君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

○議長冨原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

宫下准一君。

〇42番宮下准一君(登壇・拍手) (発言する者あり)本日、最後の質問者となります、札幌市清田区選出の自民党・道民会議、宮下准一でございます。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

農業振興についてであります。

都市近郊農業の振興について、まず、お伺いをいたします。

都市近郊の農業については、道内農業主産地と比べて、小規模な農業者が多い状況ですが、自 ら農産物直売所や果物などのもぎ取り農園を開設したり、創意工夫を凝らした農業を展開し、消 費者へ新鮮な農産物の供給や農業体験の場などの提供といった重要な役割を果たしてきていると 認識しております。

今後も本道農業が持続的に発展していくためには、消費者の農業への理解促進が不可欠と考えており、このような観点からも、都市農業の役割はますます重要になってくると考えております。

本日、傍聴席に、札幌市農協の役員の方がおりますが、その中、来月、10月1日に、JAさっぽろとJAいしかりが合併し、都市農業振興に大いに貢献すると確信をしております。

令和3年に策定されました第6期北海道農業・農村振興推進計画では、石狩地域の目指す姿を 実現するための主な取組方向として、都市近郊農業を生かした取組を推進することが明示されて おります。

また、現在、国において進められている食料・農業・農村基本法の見直しの中で示された中間 取りまとめにおいても、多様な担い手や人材が地域を支えることの重要性などが記載されており ますが、今後、道として、札幌市を中心とする都市農業の振興にどのように取り組む考えなの か、知事の見解をお伺いいたします。

次に、食育の推進についてお伺いをいたします。

本道の農業が持続的に発展していくためには、消費者の農業への理解促進が重要だと認識をしております。

今年の3月から4月にかけて高病原性鳥インフルエンザの相次ぐ発生により、道内のスーパーで卵が買えなくなるという事態がございました。今月に入ってからは流通も増えてきていると実感をしておりますが、鳥インフルエンザが流行すると、鶏が殺処分され、卵が生産できなくなることを多くの消費者が理解したと思います。

今までは当たり前に食べていた卵を生産してくれる養鶏業者や鶏に感謝した消費者も多かった のではないかと思われます。これらも広い意味では食育につながっているものと考えられます。

牛乳や砂糖など、年々消費が減っておりますが、農家などの離農などにより生産が大幅に減少した場合は、簡単に増産できない農畜産物もございます。そのようなことを食育を通じて、多くの道民に農業の仕組みを理解していただくことが本道農業の持続的な発展につながると、これも確信をしております。

道では、平成17年に食育推進行動計画を策定し、5年ごとに計画を見直し、現行の第4次計画 が本年度で満了いたします。このため、本年度中に食育推進計画の見直しを行うとのことであり ます。

どのような論点があり、また、次期計画の策定に向けた知事の姿勢をお伺いいたします。

今月は、北海道がん征圧・がん検診受診促進月間でございます。ということもございまして、 がん対策についてお伺いをいたしたいと思います。

本年3月、政府は、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指すという全体目標の下、がん検診の受診率の目標を50%から60%に引き上げることなどを盛り込んだ第4期がん対策推進基本計画を閣議決定いたしました。

道では、これを踏まえ、次期北海道がん対策推進計画の策定に向けた検討が進められることと 思いますが、本道は、がんによる死亡率が全国でも高く、がん検診の受診率は低い状況にありま す。

がんによる死亡率を減らすためには、予防や早期発見の促進、医療提供体制の充実を図ることが重要であり、道は、がん対策推進条例や推進計画に基づき、検診の受診促進やがん診療連携拠 点病院等の整備、患者や御家族の方々の相談支援などの対策を進めてきたと承知しております。

新型コロナウイルス感染症による受診控えなどの影響もまだあると思いますが、北海道のがん 検診の受診率を向上させ、がんによる死亡率を減らす取組をより一層進める必要があると考えま す。

本道のがん対策の推進について、知事の所見をお伺いいたします。

次に、ゼロゼロ融資など、中小企業の借入金返済についてであります。

道が令和2年5月から令和3年5月までに実施した、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者向け無利子融資制度、いわゆるゼロゼロ融資の返済が、今年度、本格化しております。

道内の経済状況は、コロナ禍から少しずつ正常化しつつあるものの、エネルギーや原材料の価格高騰や、人手不足による人件費の増加など、企業の資金面での負担が重くなってきております。

このことは、コロナ禍で経営体力を消耗した企業にとっては、資金繰りの悪化にもつながる厳 しい状況でもあり、民間調査会社の調査によると、道内企業の倒産件数は、今年に入り、増加傾 向が続いていると報告がございます。

このような厳しい経営環境に直面し、ゼロゼロ融資などの債務を抱え、資金繰りに不安を抱え る道内の中小・小規模事業者に対し、道はどのように支援していく考えなのか、知事にお伺いを いたします。

次に、北海道新幹線の整備促進についてでございます。

北海道新幹線の新函館北斗-札幌間については、2030年度末の開業を目指し、建設工事が進められているところでございますが、昨年末の有識者会議の報告書では、資材高騰などによる事業費の大幅な増加とともに、当初の計画から3年から4年の遅れが生じている工区があることが明らかとなりました。

また、先日の報道では、札幌駅前で整備が計画されている再開発ビルについて、資材価格や人件費の高騰により、大幅な事業費増加が見込まれ、JR北海道と事業者との間で当初計画の見直しについて協議しているとの報道もございます。

また、来年度から始まる働き方改革の影響もあり、今後も人件費高騰が続くとの見通しもあるなど、北海道新幹線の整備への影響はさらに大きなものとなり、当初の予定どおり2030年度末に札幌開業できるのか、懸念されるところでもございます。

知事は、様々な影響がある中、北海道新幹線の整備促進に向けてどのように取り組んでいく考

えなのか、お伺いをいたします。

次に、エゾシカ対策についてであります。

今後の捕獲対策についてお伺いをいたします。

エゾシカによる農林業被害については、令和3年度に約45億円に上る被害が発生し、ここ数年、増加傾向にあると承知をしております。

また、令和4年度には、エゾシカによる交通事故が4480件発生し、さらに、JRの列車運行の 支障件数が過去最高になるなど、エゾシカによる被害が大きな問題となっているところでござい ます。

先般、道が公表した令和4年度の北海道の推定生息数は72万頭と、前年度と比べ、3万頭増加していることから、エゾシカによる被害のさらなる増加が懸念されるところでございます。

道では、こうした状況を踏まえ、さらに生息数の抑制を図り、エゾシカによる被害の減少に向けて取り組んでいく必要があると考えますが、捕獲対策を今後どのように進めていこうとしているのか、知事にお伺いをいたします。

次に、エゾシカ肉の有効活用についてお伺いをします。

エゾシカの捕獲を進めるためには、捕獲したエゾシカを活用する取組も同時に進める必要があります。有効活用については、道は、食肉の普及を中心に取り組んでいると承知しております。

しかし、普及のためのエゾシカ肉のPR等については、ここ数年、新型コロナウイルスのために、イベントの開催や出前講座のような対面での活動は制限され、ウェブのみでの開催が中心で、エゾシカ肉のPR等に影響があったと思われます。

一方、本年の5月頃から経済活動などがコロナ禍以前への状況へ回復する兆しが見えてきており、エゾシカ肉のPRについても実施しやすい環境が整ってきたのではないかと考えます。

そこで、今後は、エゾシカ肉の有効活用のより一層の推進が重要と考えますが、道は、これまで有効活用にどのように取り組んできたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、所見をお伺いいたします。

次に、幼児教育についてでございます。

保育者の研修について、まず、お伺いをいたします。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものでございます。

私は、これまで、幼児教育に関し、令和3年の第2回定例会から一般質問で取り上げ、コロナ禍における園内研修やオンラインを活用した研修の充実、幼児教育と小学校教育の連携、接続の取組などについてお伺いをし、道教委として様々な取組を進めてきているとの答弁をいただいておりますが、幼児教育の質の向上のためには、保育者の専門性の向上を不断に図っていくことが重要であり、そのためには、保育者が多忙な中にあっても効率的に研修を受講できる環境を整えることや、道教委が主催する研修はもとより、幼児教育施設が独自に実施する園内研修の充実を図る必要があると考えております。

道教委では、保育者研修の充実に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいた

します。

次に、幼児教育施設への支援についてであります。

園内研修や幼小連携・接続など、学びの充実に向けた取組を進めていくに当たっては、各幼児 教育施設が外部有識者の意見を取り入れるなど、新たな視点を得ながら、主体的に教育実践の改 善に取り組んでいくことが必要でございます。

北海道幼児教育振興基本方針の指標では、外部人材の意見を取り入れて保育者の資質・能力向 上や園運営の改善等に取り組む幼児教育施設は、現状4割程度でありますが、令和9年度には8 割に向上させるとの目標が掲げられております。

目標達成に向けて、道教委としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。 次に、幼小連携・接続についてお伺いをします。

全ての子どもに格差なく学びや生活の基盤を保障していくためには、幼児教育施設と小学校が、公立、私立の別や施設類型を超えて連携協働し、かけ橋期の教育の充実に取り組む必要があり、道教委が令和4年度に実施した幼児教育実態調査では、幼小の接続を見通した教育課程の編成、実施を行っていると回答した市町村は4割程度にとどまっており、幼小連携・接続の意義の理解促進や、効果を実感できる取組が必要であると考えます。

道教委では、今後どのように幼小連携・接続に取り組んでいくのか、お伺いをいたします。 最後に、子育て支援等についてお伺いをいたします。

今年の4月にこども家庭庁が設置され、国や道では、こどもまんなか社会の実現に向け、様々な子育て支援策に取り組んでいると承知をしておりますが、私としては、障がい児や重い病気を持つ子どもへの支援は大変重要であり、さらなる充実が必要と考えているところであります。

中でも、障がいや小児がんなどの重い病気を持つ子どもやその御家族が、病院や自宅以外で安心して過ごす居場所となるこどもホスピスの必要性は、日に日に増していると考えます。

先日、私も、札幌市内でこどもホスピスの活動を開始した団体の仮施設を同僚議員3名と視察、調査し、その日、急遽、仮施設に申し込み、利用していた御家族から切実なお話をお聞きすることができまして、この取組の重要性を改めて痛感したところであります。

さきの第2回定例会では、我が会派の同僚議員が、こどもホスピスに関し、道としての体制についての質問をした際、子ども・子育て支援を所管する保健福祉部子ども政策局を窓口とし、病気とともに生きる子どもたちと御家族への支援を進めるとの答弁がありました。

担当窓口の一元化を図り、取組を進める体制としたことは評価できますが、今後は、こどもホスピス設置に向けた取組を具体的に進めていく必要があると考えます。

道として、今後どのように取り組んでいく考えなのか、所見をお伺いいたします。 以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手) (発言する者あり)

- 〇議長冨原亮君 知事鈴木直道君。
- **〇知事鈴木直道君**(登壇)宮下議員の質問にお答えいたします。

最初に、農業振興に関し、都市農業の振興についてでありますが、札幌市などでの都市農業は、新鮮な農産物の供給や、農作業・食育体験などを通じて、農業への理解と生活に安らぎや潤いをもたらす役割を果たしているものと認識しております。

こうした中、現在、国が進めている食料・農業・農村基本法の見直しにおいても、都市農業を 通じた農的関係人口の増加が、消費者の農業に対する理解醸成や、農業、農村を支える多様な人 材の確保などにつながるとの考えが示されたところであります。

このため、道としても、都市住民の方々にこれまで以上に都市農業を応援していただけるよう、魅力ある農産物の生産振興はもとより、消費地に近い立地を生かした直販や加工などの農村ビジネスの創出、さらには、農業体験や交流を通じた食育、地産地消などを推進し、都市農業が持続的に発展できる環境づくりに努めてまいります。

次に、がん対策の推進についてでありますが、がんは、早期発見し、適切な治療を行うことで 死亡率の減少につながることから、がん検診の必要性などについて理解を深めていただくことが 重要であります。

このため、道では、保険会社や製薬会社などの企業と連携し、オンラインを活用したがん予防セミナーの開催や啓発動画の作成、顧客の方々へのリーフレット配付など普及啓発に努めてきており、今年度は、新たに、郵便局と連携し、全道66か所でがん検診の体験などができる展示会を開催しているところであります。

道としては、次の北海道がん対策推進計画について、有識者の方々などが参画するがん対策推進委員会で御議論いただきながら、検診受診率の向上をはじめ、より効果的な施策の検討を行い、引き続き、市町村や患者支援団体、医療機関、企業の方々など道民の皆様と一体となって、より実効性のあるがん対策の推進に努めてまいります。

次に、中小・小規模事業者の方々への支援についてでありますが、エネルギーや原材料の価格 高騰などの影響を受ける中、ゼロゼロ融資の返済が本格化し、事業者の皆様の経営状況は、資金 繰りの悪化など、一層厳しくなることが懸念されます。

このため、道では、ゼロゼロ融資などの返済負担を軽減する低利な借換え融資や、財務内容の 改善を図る資本性劣後ローンとの協調融資の利用を促進しているほか、地域の金融機関に対し、 事業者の皆様の資金動向についてお聞きをするとともに、融資先へのモニタリング強化や積極的 な融資、返済条件の変更への柔軟な対応についても繰り返し要請しているところであります。

道としては、引き続き、伴走型の経営相談や専門家派遣などにより、事業者の皆様の経営体質 強化に取り組むとともに、国と連携して金融機関等の実務者向け勉強会を実施し、事業者支援の 能力向上を図るなど、厳しい環境に置かれた中小・小規模事業者の皆様に寄り添った支援に努め てまいります。

次に、北海道新幹線の整備促進についてでありますが、北海道新幹線は、地域経済の活性化や 広域観光の推進など、本道のさらなる発展にとって大きな効果をもたらすものと期待されてお り、この効果を最大限発現させるためにも、札幌までの早期開業が必要と考えております。 道としては、これまでも、市町村や関係団体などと連携し、札幌開業に向けた機運の醸成に取り組んできたほか、国や鉄道・運輸機構に対し、徹底したコスト縮減の取組と併せて、工程の管理や施工方法の見直しにより工期の短縮に努めるよう、様々な機会を通じ求めてきたところであり、引き続き、北海道新幹線の整備が円滑かつ安全に進むよう、沿線自治体など関係の皆様と一丸となって取り組んでまいります。

最後に、エゾシカの捕獲対策についてでありますが、道では、生息数の減少に向けて、市町村による有害捕獲に加え、平成27年度からは、道自らも環境省の交付金事業を活用して、鳥獣保護区などにおける捕獲に取り組んでいるほか、令和4年度からは、農林水産省の交付金事業を活用して、地元市町村が捕獲困難な市町村境界などにおいて、道による捕獲事業を開始したところであります。

今年度は、道の地域づくり総合交付金を活用して、新たに雌の捕獲比率が高い冬期間に雌ジカの捕獲を積極的に行うとともに、道や森林管理局による捕獲事業の拡充など、捕獲目標の達成に向け、対策を強化しており、今後とも、国に対して必要な予算の確保を強く働きかけながら、猟友会や農業団体など関係機関と連携を強化し、市町村や道による捕獲の上積みに向けて、捕獲の実効性の確保に努めるなど、効果的な対策を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 農政部食の安全推進監野崎直人君。
- 〇農政部食の安全推進監野崎直人君(登壇)農業振興に関し、食育の推進についてでありますが、食をめぐる状況が大きく変化する中、食育は、道民の皆様の健全な食生活の実現のみならず、農業、農村への理解を深めていくために重要な取組でございます。

現在、道では、新たな食育推進計画の策定に向けて、有識者や地域の方々と意見交換を行っており、これまで、子どもの頃からの正しい食習慣の獲得や、環境負荷の軽減にも資する地産地消や食品ロスの削減、農業体験など食育を担う人材の育成などの重要性が論点として示されたところです。

道といたしましては、食料や環境に関する国民意識の高まりや、コロナ禍などによる消費行動の変化など、食をめぐる環境の変化に適切に対応し、関係者一体となって食育を効果的に推進していけるよう、引き続き、幅広く道民の皆様からの御意見を丁寧に伺いながら、今年度中に次期計画の策定に取り組んでまいります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 環境生活部長加納孝之君。
- ○環境生活部長加納孝之君(登壇) エゾシカの有効活用に向けた取組についてでありますが、今年度は、需要回復に向けたプロモーションの好機と捉え、8月には、東京での道産品商談会で、食肉やペットフード、皮革製品への活用など、幅広い分野での利用をPRしましたほか、シェフや栄養士、皮革事業者の方々を対象とした関西圏などでのエゾシカセミナーの開催に加え、道内

の食品開発担当者、バイヤーの方々によるエゾシカジビエツアーを開催し、商品開発を促します とともに、食肉関連団体と連携し、認証肉のさらなる高品質化に向けた品質管理マニュアルの作 成にも取り組むこととしております。

道といたしましては、今後も、関係団体との連携を強化しながら、出前講座の開催やSNSによる情報発信など、エゾシカ肉の認知度の向上と消費拡大などに取り組み、さらなる有効活用を進めてまいります。

- ○議長**冨原亮君** 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。
- **〇保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君**(登壇)子育て支援等に関し、こどもホスピスへの取組についてでございますが、こどもホスピスは、命に関わる病気や重い障がいのある子どもたちがサポートを受けながら、子どもらしく遊びや学びを体験し、家族と楽しく過ごすなど、子どもの成長や家族の子育てを支援する場として、全国で徐々に開設が進んでいるものと認識しております。

国では、こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるため、実態調査の上、必要な支援について検討することとしているほか、子どもの居場所の一つとして、こども家庭審議会のこどもの居場所部会におきまして、関係団体に対するヒアリングを行っているものと承知いたしております。

道では、こうした国の動向を注視するとともに、他府県の先進事例や道内の活動状況の把握に 努め、市町村や医療、福祉、教育などの関係機関と連携を図りながら、病気とともに生きる子ど もたちとその御家族への支援の取組を進めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長冨原亮君 教育長倉本博史君。
- ○教育長倉本博史君(登壇)宮下議員の御質問にお答えをいたします。

幼児教育に関し、まず、幼児教育施設における研修の充実についてでありますが、質の高い幼児教育を提供するためには、研修の充実などによる保育者のスキルアップが必要であり、道教委では、幼児教育振興基本方針において、保育者の資質向上を基本的な方向性の一つに位置づけ、多忙な保育者の研修機会を確保するため、オンライン公開保育の実施、園内研修用資料やオンデマンド教材を作成いたしましたほか、施設内における研修リーダーの育成に取り組んできたところであり、これまで104名の方がリーダー育成の講座を受講いたしました。

今後は、研修リーダーを中心とした園内研修が、より多くの幼児教育施設において実施されるよう、保育者のキャリアステージに応じた体系的な研修の実施や、幼児教育施設のニーズを踏まえた研修内容の充実を図るなどして、さらなる研修リーダーの育成や質の向上に努め、各園における園内研修の一層の充実に向け支援をしてまいります。

次に、外部人材の活用についてでありますが、幼児教育においては、教育・保育活動に新たな 視点を得ることで、幼児の学びの充実につなげることができるよう、幼児教育の専門家である大 学教授など外部の方の専門的な知見を取り入れながら、保育者の資質・能力向上を図ることが大 切であります。

このため、道教委では、大学教授や幼児教育実践経験者などを幼児教育相談員として全道14管内に42名配置し、幼児教育施設の要請に応じて派遣をしており、さらに、昨年度からは、ICTを活用したリモート相談を取り入れるなどして、助言体制の充実に努めてまいりました。

今後は、相談員の助言による保育の改善例を全道の幼児教育施設に周知するほか、助言の質の向上に向けた相談員同士の情報交換を実施するなど、体制の充実強化を図ることとしており、こうした取組を通じて、各幼児教育施設における課題の解決や保育の質の向上を図ってまいります。

最後に、幼小連携・接続についてでありますが、幼児教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることから、小学校関係者などが幼児教育施設における教育活動を理解し、幼児教育施設と小学校などとの連携、接続を進めることが重要です。

このため、道教委では、国の事業を活用し、義務教育開始前後の5歳児から小学校第1学年の2年間の、いわゆるかけ橋期のカリキュラム開発に向けた実践、検証を行う北海道版幼児教育スタートプログラム事業を道内の二つの自治体で実施いたしております。

今後は、スタートプログラム事業による実践研究を着実に積み重ね、モデル地域などにおける 実践事例など、連携、接続の手順や留意点などを広く全道に周知し、各地域において幼小連携・ 接続が一層推進されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長冨原亮君 宮下准一君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

9月27日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時47分散会